乙訓環境衛生組合
ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る
計画段階環境配慮書
【要約書】

令和7年7月

乙訓環境衛生組合

目次

第1章 事業計画概要 2

1-1 第一種事業を実施しようとする法人の名称等 2
1-2 第一種事業の名称 2
1-3 第一種事業の目的及び内容 2
1-3-1 事業の目的 2
1-3-2 事業の内容 3

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況 24

2-1 計画段階関係地域の範囲 24
2-2 地域特性に関する情報 28
2-2-1 自然的状況 28
2-2-2 社会的･文化的状況 35

第3章 計画段階配慮事項の選定 45

3-1 位置等に関する複数案 45
3-1-1 煙突高さの設定 45
3-1-2 煙突位置の設定 46
3-2 環境影響要因の抽出 47
3-3 計画段階配慮事項の選定 47
3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定とその理由 55

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果 56

4-1 供用時における影響の評価 56
4-1-1 大気質 56
4-1-2 景観 65
4-2 総合評価 70

第5章 その他規則で定める事項 71

5-1 第一種事業を実施するために必要な許認可等 71
5-2 計画段階配慮書に係る業務の委託先 71

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例（平成10年10月16日京都府条例第17号）第7条の3の規定に基づき作成した「乙訓環境衛生組合　ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）である。

第1章 事業計画概要

1-1 第一種事業を実施しようとする法人の名称等

名称　　：乙訓環境衛生組合
代表者の氏名　　：乙訓環境衛生組合　管理者　前川光
主たる事務所の所在地　：京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32

1-2 第一種事業の名称

乙訓環境衛生組合　ごみ処理施設整備事業（仮称）

1-3 第一種事業の目的及び内容

1-3-1 事業の目的

乙訓環境衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合を構成する向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「関係市町」という。）の区域内から発生し、組合へ搬入される一般廃棄物を、現在、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ、し尿処理施設及び勝竜寺埋立地の各施設により、安全・安定した処理を継続して行っている。

現在のごみ処理施設（以下「現ごみ処理施設」という。）は、平成26年度から平成29年度の4か年で施工した「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」により、稼働目標年次を令和14年度まで延命し、その他の施設については、計画的な定期整備と老朽化等に伴う維持補修により、今日まで安定した処理を継続しているが、安定処理の中枢である基幹的設備や建築物の老朽化が進行しており、地震や水害による大規模災害に対する脆弱性も指摘されている。将来にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムを確保するためには、計画的な各施設の更新・整備に取り組まなければならない。

このような状況を踏まえ、本組合では、令和4年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、ごみ処理施設を更新することにより、新ごみ処理施設では安全性や安定性の向上、低コスト化や低炭素社会に貢献する施設の整備を行う方針とした。さらに、施設整備基本計画を令和7年3月に策定し、令和15年度の稼働開始を目指し、新施設整備を行うものである。

現ごみ処理施設は75t/日×3炉（225t/日）の施設であり、令和14年度までの稼働を予定しており、それ以降は本事業による新ごみ処理施設が本組合の関係市町から排出される廃棄物の処理を担うこととなる。本事業は本組合の敷地内で現ごみ処理施設に隣接する土地に建設予定である。

表1　現施設と新施設の比較

項目	現施設	新施設（本事業による整備予定施設）
名称	ごみ処理施設	新ごみ処理施設
処理能力	焼却：225t/日（75t/24h×3炉）	焼却：123t/日
処理対象物	焼却：可燃ごみ、選別後可燃物、し尿前処理残渣	焼却：可燃ごみ、選別後可燃物、し尿前処理残渣

1-3-2 事業の内容

(1) 第一種事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

(2) 事業実施想定区域の位置

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地(図1及び図2に示す)

図1 事業実施想定区域(広域)

図2 事業実施想定区域（拡大）

(3) 第一種事業の規模

ごみ処理施設　　：61.5t/日(2.56t/時間) ×2炉

(4) 第一種事業に係る主要な工作物の構造及び配置

「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」(平成11年京都府告示第276号)(以下「府技術指針」という。)では、第一種事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたり、

ア. 第一種事業が実施されるべき区域の位置

イ. 第一種事業の規模

ウ. 第一種事業に係る工作物の構造若しくは配置に関する複数の案

を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとされている。

また、

エ. 第一種事業に代わる事業の実施により、当該第一種事業の目的が達成される場合その他第一種事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする

とされている。

ア. 第一種事業実施区域の位置について

ごみ処理の広域化については、平成9(1997)年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知、以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理の広域化を推進している。

京都府では、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」に続き、令和4(2022)年9月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した4つの仮ブロックでの意見を踏まえて、令和5年12月に「京都府ごみ処理広域化プラン」(以下「府広域化プラン」という。)を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示している。

本組合は平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」においては乙訓ブロックに配置されており、乙訓ブロック内においてはすでに本組合における広域化処理がなされ、目標を達成している。そのような状況を踏まえ、府広域化プランでは、新たな広域化ブロックが表2のとおり設定されている。

表2 京都府広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設（※１）		人口（人）（※３）	面積（㎢）
		施設数	現有能力（t/日）（※２）		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南　丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山　城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市（※４）、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合（※４）	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	１６	2,887	2,511,494	4,612

※１　ここでは、綾部市の RDF 化施設を含む。
※２　令和３年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和５年４月現在）
※３　住民基本台帳に基づく人口（令和４年１月１日現在）
※４　枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和７（2025）年度末から稼働予定

出典：京都府ごみ処理広域化プラン（令和5年12月）

本組合は山城ブロックに属しているが、木津川市精華町環境施設組合では平成30年から新施設が稼働開始し、京田辺市（枚方京田辺環境施設組合）では現在新施設が建設中、城南衛生管理組合では現在長寿命化工事中である。残る相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターは平成31年4月から休止中であり処理を民間委託しているが、本組合関係市町と相楽東部広域連合とは山城ブロック内で最も離れており、広域化は地理的な課題や道路状況から鑑みて非効率的であり現実的ではないことから、本事業においてはさらなる広域化はせず、本組合単独において事業を推進するものとした。

さらに、事業予定地については、現ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設が、本組合の現し尿処理施設と隣接しており、現し尿処理施設の老朽化に伴う解体事業の実施後に本事業を実施することにより現し尿処理施設の跡地が用地として確保できることから、本組合の敷地内において事業を実施することが最も効率的であるとの結論に至っている。なお、敷地内の配置計画については敷地の制約上、事業予定地は現し尿処理施設の跡地のみである。

以上のことから、本事業実施区域は、図2に示す現し尿処理施設周辺が適地であることから、第一種事業が実施されるべき**区域の位置の複数案は設定しない**ものとした。

イ. 第一種事業の規模

本事業の処理規模については、令和7年3月策定の施設整備基本計画において、排出量の推計及び施設規模の算定を実施しており、123t/日と算定されている。

施設規模＝ごみ処理焼却処理量（年最大予測量、プラ分別による減量・事業系ごみ増量込み） ÷実稼働率（365日中75日停止としての稼働率：（365-75）÷365） ×災害廃棄物量の見込み10％ ＝32,438t/年÷365日/年÷0.7945×1.1 ＝123t/日（2炉設置で61.5t/日・炉） 出典：ごみ処理施設整備基本計画　令和7年3月　乙訓環境衛生組合

施設規模の算定は、令和7年3月時点で最新の環境省通知（「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号、令和6年3月29日）及び「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」（環循適発第2409052号、令和6年9月5日））に基づいて算定しており必要最小限な規模であることから、**施設規模の複数案は設定しない**ものとした。

ウ. 第一種事業に係る工作物の構造若しくは配置に関する複数の案

本事業予定地は本組合の現し尿処理施設解体跡地に建設する予定である。位置については1-3-2（4）アで述べたように敷地の制約上、現し尿処理施設解体跡地以外の案は設定しない。ただし、煙突の高さや位置等の配置については、排ガスによる周辺地域への影響や景観へ影響を及ぼす可能性があることから、敷地面積や動線計画等の制約条件を踏まえた上で、**煙突高さ及び位置の複数案を設定する**ものとする。

エ. 第一種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）の設定について

現ごみ処理施設は令和6年度時点で1・2号炉は竣工から30年目、3号炉は23年目を迎える。また、平成29年度には、令和14年度を稼働目標とした長寿命化工事を実施している。

基本構想では、さらなる長寿命化工事を検討しているものの、大幅な機能向上や機能追加は見込めないことや、今後の人口減少及びごみ減量の推進によるごみ処理量の減少に伴って、現ごみ処理施設は処理量に対して過大な施設規模となる可能性が高く、非効率的・非経済的である。以上より、安全・安定な廃棄物処理の継続や災害対策の強化、効率的処理や経済性、地球温暖化対策や低炭素化等を総合的に考慮したうえで、新施設整備が最も妥当であると結論づけられている。

また、施設規模についても1-3-2（4）イで述べたように複数案は設定できないことから、必然的に第一種事業を実施せざるを得ない。

以上より、**第一種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）は設定しない**ものとする。

(5) 第一種事業に係る工事計画の概要

ア. 整備基本方針

本事業における整備基本方針は以下のとおりとする。

施設整備基本方針
基本方針1 安全・安心な処理を長期的に行える施設
基本方針2 周辺環境や低炭素社会に配慮した施設
基本方針3 災害時にも稼働を確保できる施設
基本方針4 エネルギーの有効利用に貢献する施設
基本方針5 地域に親しまれる施設
基本方針6 経済性に優れた施設

〔基本方針1〕

周辺住民の安全と安心を最優先し、安全性と信頼性が高いシステムを選定すると同時に、長期利用を可能とする施設とします。

〔基本方針2〕

公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷を可能な限り低減するとともに、温室効果ガスの排出量を低減するなど低炭素化を目指した施設とします。

〔基本方針3〕

耐震性(有馬-高槻断層帯による地震など)、耐水性(浸水水位2.0～5.0mなど)に配慮し、災害発生時にも安定的に稼働できる施設とします。

〔基本方針4〕

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを効率的に活用し、地域の持続可能な社会に貢献する施設とします。

〔基本方針5〕

施設見学対応等を通じて、環境啓発や情報発信を行う施設とします。また、周辺の景観との調和に配慮した地域住民に親しまれる施設とします。

〔基本方針6〕

建設時のイニシャルコストに加え、運営費・維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮し、経済性に優れた施設とします。

イ. 環境保全計画

a. 大気汚染に関する公害防止計画

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。

また、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、大山崎町は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大して、規制の強化が図られており、新ごみ処理施設に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出に関する規制基準を表3～表6に示す。

表3 硫黄酸化物の規制基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）
大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和52年京都府告示第610号）

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q :硫黄酸化物の量（m^3N/時） K :地域ごとに定められた値（大山崎町 2.34） He :補正された排出口の高さ（m） ※He は、排ガス量や排ガス温度によって異なる。計画施設の濃度基準として換算すると、約760ppm となる。
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{(W+Wi)^{0.85} - W^{0.85}\}$ Q :許容排出量（m^3N/時） W:昭和 53 年 1 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） Wi:昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） ※すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が 0.3kL/h 未満の工場等に適用される。

表4 ばいじんの排出基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

施設	規模:	焼却能力（1炉）	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m^2 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	2,000～4,000 kg/時	0.08 g/m^{3}N

ばいじん量の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C ： ばいじんの量（g、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中）
On： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
Os： 排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs： 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）

京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

総量規制

特定工場に係るばいじんの規制基準は、次に定める算式により算出されたばいじんの量とする。

$$T=(u_1v_1+u_2v_2+\cdots+u_nv_n+x_1y_1+x_2y_2+\cdots+x_my_m)\times z$$

この式においてT、u、v、x、y及びzは、それぞれ次の値を表すものとする。

T：排出が許容されるばいじんの量（単位 グラム毎時）

u：排出ガス中のばいじん濃度（標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第1号）別表第 2（以下この表において「施行規則別表第2」という。）の第2欄に掲げる施設の種類及び施行規則別表第2の第3欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。）（単位 1立方メートル当たりグラム）。ただし、施行規則別表第2の備考の1で O_n の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度（単位 1立方メートル当たりグラム）

$$u = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} u_0$$

O_s：施行規則別表第2の備考の1に掲げる O_n の値

O_n：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が 20 体積パーセントを超える場合にあっては、20 体積パーセントとする。）（単位 百分率）

u_0：排出ガス中のばいじんの濃度（標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。）（単位 1立方メートル当たりグラム）

v：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量（単位 立方メートル毎時）

x：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1立方メートルにつき 0.5 グラム

y：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量（単位 立方メートル毎時）

z：次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値

排出ガスの量の和（単位 立方メートル毎時）	z
40,000未満	0.9
40,000以上200,000未満	0.8
200,000以上500,000未満	0.7
500,000以上	0.6

備考

1 この表に掲げる規制基準は、別表第1の1の項に掲げる特定工場に適用する。
2 ばいじんの量は、規格Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとする。
3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

表5 有害物質(塩化水素)の排出基準

大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)

施設	規模:	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700mg/m^{3}N

塩化水素量の算出式

$$C = \frac{9}{21 - O_S} C_s$$

C : 塩化水素の量(mg、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中)

On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)

Cs : 日本工業規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の量(mg)

表6 有害物質(窒素酸化物)の排出基準

大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉 連続炉	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	250ppm

窒素酸化物量の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C : 窒素酸化物の量(cm^3、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中)

On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)

Cs : 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量(cm^3)

国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）が成立・公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。水銀に係る排出基準を表7に示す。

表7 水銀の排出基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

施設	規模	排出基準
廃棄物焼却炉 （新規施設）	火格子面積が2m^{2}以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	30μg/m^{3}N以下
水銀量の算出式 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$	C ： 水銀の量（μg、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中） On： 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） Os： 排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs： 排出ガス中の実測水銀濃度（μg/Nm^3）	

京都府の条例に基づく有害物質排出基準は表8に示すとおりである。

表8 京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準

京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

項 目	単位	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	mg/m^{3}N	亜鉛として0.2	亜鉛として20
アクリルアルデヒド	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
アクリロニトリル	cm^3/m^{3}N	0.07	7
アンチモン及びその化合物	mg/m^{3}N	アンチモンとして0.003	アンチモンとして0.3
アンモニア	cm^3/m^{3}N	1	100
塩化水素	cm^3/m^{3}N	0.2	20
塩化ビニル	cm^3/m^{3}N	0.1	10
塩素	cm^3/m^{3}N	0.03	3
カドミウム及びその化合物	mg/m^{3}N	カドミウムとして0.002	カドミウムとして0.2
キシレン	cm^3/m^{3}N	3	300
クロム及びその化合物	mg/m^{3}N	クロムとして0.002	クロムとして0.2
クロロホルム	cm^3/m^{3}N	0.3	30
シアン化水素及びシアン化合物	mg/m^{3}N	シアン化物イオンとして0.2	シアン化物イオンとして20
ジクロロメタン	cm^3/m^{3}N	2	200
臭素及びその化合物	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
水銀及びその化合物	mg/m^{3}N	水銀として0.002	水銀として0.2
すず及びその化合物	mg/m^{3}N	すずとして0.07	すずとして7
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く）	cm^3/m^{3}N	1	100
テトラクロロエチレン	cm^3/m^{3}N	2	200
銅及びその化合物	mg/m^{3}N	銅として0.003	銅として0.3
トリクロロエチレン	cm^3/m^{3}N	2	200
トルエン	cm^3/m^{3}N	2	200
鉛及びその化合物	mg/m^{3}N	鉛として0.003	鉛として0.3
ニッケル及びその化合物	mg/m^{3}N	ニッケルとして0.03	ニッケルとして3
二硫化炭素	cm^3/m^{3}N	0.3	30
砒素及びその化合物	mg/m^{3}N	砒素として0.02	砒素として2
フェノール	cm^3/m^{3}N	0.2	20
弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m^{3}N	弗化物イオンとして0.05	弗化物イオンとして5
ベンゼン	cm^3/m^{3}N	0.3	30
ホスゲン	cm^3/m^{3}N	0.003	0.3
ホルムアルデヒド	cm^3/m^{3}N	0.02	2
マンガン及びその化合物	mg/m^{3}N	マンガンとして0.01	マンガンとして1
メタノール	cm^3/m^{3}N	7	700
メチルエチルケトン	cm^3/m^{3}N	3	300
硫化水素	cm^3/m^{3}N	0.3	30
硫酸	mg/m^{3}N	0.03	3

※1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気1m^{3}中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中の有害物質の量とする。

※2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5mの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

b. ダイオキシン類特別措置法による排出基準等

ダイオキシン類については、表9のとおり、大気排出基準が定められている。

表9 ダイオキシン類の大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

施設	規模	焼却能力（1炉）	基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5m^{2}以上あるいは焼却能力が50kg/時以上	2,000～4,000kg/時	1ng-TEQ/m^{3}N以下

ダイオキシン類の算出式

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C ：ダイオキシン類の量（ng-TEQ、標準状態に換算した排出ガス1m^{3}中）
On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
Os：排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
Cs：高分解性ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量（ng-TEQ）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表10に示す。

表10 ダイオキシン類のばいじん等の処理基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

項 目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g以下

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表11に示す。

表11 ダイオキシン類の水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

項 目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

出典）ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11 年総理府令第67 号）

c. 騒音・振動に関する公害防止計画

騒音に関する規制基準値は、騒音規制法及び「京都府環境を守り育てる条例」において、表12のとおり設定されている。施設の建設予定地は市街化調整区域に指定されているため、騒音規制地域の区域に含まれないが、周辺状況を考慮し、第3種区域の規制値を自主基準値として遵守する。

表12 騒音規制法に基づく騒音規制基準

区域の区分	昼間 午前８時～午後６時	朝・夕 午前６時～午前８時 午後６時～午後10時	夜間 午後10時～午前６時
第1種区域	45	40	40
第2種区域	50(45)	45(40)	40
第3種区域	65(60)	55(50)	50(45)
第4種区域	70(65)	60(55)	55(50)
※(　)内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用			

表13 騒音規制地域の区分(特定施設)

区域	特性施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

振動に関する規制基準値は、振動規制法及び「京都府環境を守り育てる条例」において、表14のとおり設定されている。施設の建設予定地は市街化調整区域に指定されているため、振動規制地域の区域に含まれないが、周辺状況を考慮し、第2種区域の規制値を自主基準値として遵守する。

表14 振動規制法に基づく振動規制基準

区域の区分	昼間 午前８～午後７時	夜間 午後７～午前８時
第1種区域	60（55）	55
第2種区域	65（60）	60（55）
※（ ）内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用		

表15 振動規制地域の区分（特定施設）

区域	特性施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

d. 悪臭に関する公害防止計画

悪臭防止法では、規制地域内における工場や事業場を対象に規制基準の遵守を定めており、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年京都府告示第20号）により大山崎町は表16に示す規制区域（A地域）に定められている。

表16 敷地境界における悪臭の規制基準（昭和51年京都府告示第20号）

悪臭物質	単位	許容限度	
		A地域（臭気強度：2.5）	B地域（臭気強度：3.5）
アンモニア	ppm	1	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	20
酢酸エチル	ppm	3	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	6
トルエン	ppm	10	60
スチレン	ppm	0.4	2
キシレン	ppm	1	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.01

※A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。ただし、京都市については規制地域全域にA地域の規制基準が設定される。
※B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

e. 水質に関する公害防止計画

排水については、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表17～表20に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。なお、現段階では排水量は未定であり今後の施設整備事業において詳細が決定するが、ここでは排水量が50m^{3}以上を想定した排水基準を記載するものとする。また、放流先の詳細についても今後の施設整備事業において決定するが、本事業実施想定区域は淀川水域に位置し放流先は淀川水系となることから淀川水域の排水基準とした。

表17 水質汚濁防止法等における基準値(生活環境項目等)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項　目		単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 ※3	京都府環境を守り育てる条例 ※4
水素イオン濃度		–	5.8～8.6（海域以外）	–	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量		mg/L	160（日間平均120）	25（日間平均20）	25（日間平均20）
浮遊物質量		mg/L	200（日間平均150）	90（日間平均70）	90（日間平均70）
大腸菌数		CFU/mL	日間平均800	–	日間平均800
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	–	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30	20	20
フェノール類含有量		mg/L	5	1	1
銅含有量		mg/L	3	–	3
亜鉛含有量		mg/L	2	–	5
溶解性鉄含有量		mg/L	10	–	10
溶解性マンガン含有量		mg/L	10	–	10
クロム含有量		mg/L	2	–	2
ニッケル含有量		mg/L	–	–	2
窒素含有量		mg/L	120（日間平均60）	–	120（日間平均60）
燐含有量		mg/L	16（日間平均8）	–	16（日間平均8）

※1:『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
※2:この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m^{3}以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
※3:水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、淀川水域に立地する特定事業場は日平均排水量30m^{3}以上が対象となる。
※4:京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。
※5:当該施設からの排水は瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するため、窒素含有量及び燐含有量の基準が適用される。
※6:当該施設からの排水は海域及び湖沼には排出されないため、化学的酸素要求量についての排水基準は記載していない。

表18 水質汚濁防止法等における基準値(有害物質項目)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	―	0.03
シアン化合物	mg/L	1	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	0.5	0.5
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2	―	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	―	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	―	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	―	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	―	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	―	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	―	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	―	0.02
1, 2―ジクロロエタン	mg/L	0.04	―	0.04
1, 1―ジクロロエチレン	mg/L	1	―	1
シス―1, 2―ジクロロエチレン	mg/L	0.4	―	0.4
1, 1, 1―トリクロロエタン	mg/L	3	―	3
1, 1, 2―トリクロロエタン	mg/L	0.06	―	0.06
1, 3―ジクロロプロペン	mg/L	0.02	―	0.02
チウラム	mg/L	0.06	―	0.06
シマジン	mg/L	0.03	―	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	―	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	―	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	―	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10(海域以外)	―	10(海域以外)
ふっ素及びその化合物	mg/L	8(海域以外)	―	8(海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100	―	100
1, 4―ジオキサン	mg/L	0.5	―	0.5

※1:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

※2:京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

表19 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（下水道法施行令第9条の4）

項目	単位	基準値
カドミウム	mg/L	0.03以下
シアン	mg/L	1以下
有機燐	mg/L	1以下
鉛	mg/L	0.1以下
六価クロム	mg/L	0.5以下
砒素	mg/L	0.1以下
総水銀	mg/L	0.005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
チウラム	mg/L	0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下
セレン	mg/L	0.1以下
ほう素	mg/L	陸水域　10以下 海　域 230以下
ふっ素	mg/L	陸水域　8以下 海　域 15以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
フェノール類	mg/L	5以下
銅	mg/L	3以下
亜鉛	mg/L	2以下
溶解性鉄	mg/L	10以下
溶解性マンガン	mg/L	10以下
クロム	mg/L	2以下
ダイオキシン類（※）	pg-TEQ/L	10以下

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）を設置する事業場に適用される。

表20 下水道排水基準（大山崎町公共下水道条例）

項目	単位	基準値
水素イオン濃度	－	5以上9未満
生物化学的酸素要求量	mg/L	600未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下

ウ. 環境保全目標(案)

新ごみ処理施設における環境保全目標(案)を表21のとおり定める。悪臭は表16に示す規制基準を、排水に関しては、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表17～表20に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。

表21 新ごみ処理施設環境保全目標(案)

項目		単位	法規制値	既存施設の自主基準値	新施設の自主基準値
排ガス	ばいじん	g/m^{3}N	0.08 以下	0.01 以下	0.01 以下
	塩化水素	ppm	約 430 以下	50 以下	50 以下
	硫黄酸化物	ppm	K 値 2.34	K 値 2.34	50 以下
	窒素酸化物	ppm	250 以下	150 以下	100 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m^{3}N	1 以下	0.1 以下	0.05 以下
	水銀	μg/m^{3}N	30 以下	50 以下	30 以下
騒音	朝・夕	デシベル	規制区域外	55 以下	55 以下
	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	50 以下	50 以下
振動	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	60 以下	60 以下

エ. 関係車両の主要走行ルート

供用後における廃棄物等の運搬車両は、現ごみ処理施設の搬出入と同様に、図3に示すとおり国道171号から大山崎町道下植野線第40号へ進入・退出する計画である。

工事関係車両については、現ごみ処理施設の進入・退出路とは別に敷地への仮設の進入・退出路を今後計画する可能性があるが、原則として国道171号線から大山崎町道下植野線第40号を通行する。ただし、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入するルートには名神高速道路及び東海道新幹線の高架があり、桁下制限3.6mとなっている。また、7時から9時に大型車(路線バス、マイクロバスを除く)は一方通行(町道下植野線第40号から国道171号線への方向)となる。工事車両のうちこれらに該当するものについては、京都市道淀146号線を走行するものとする。

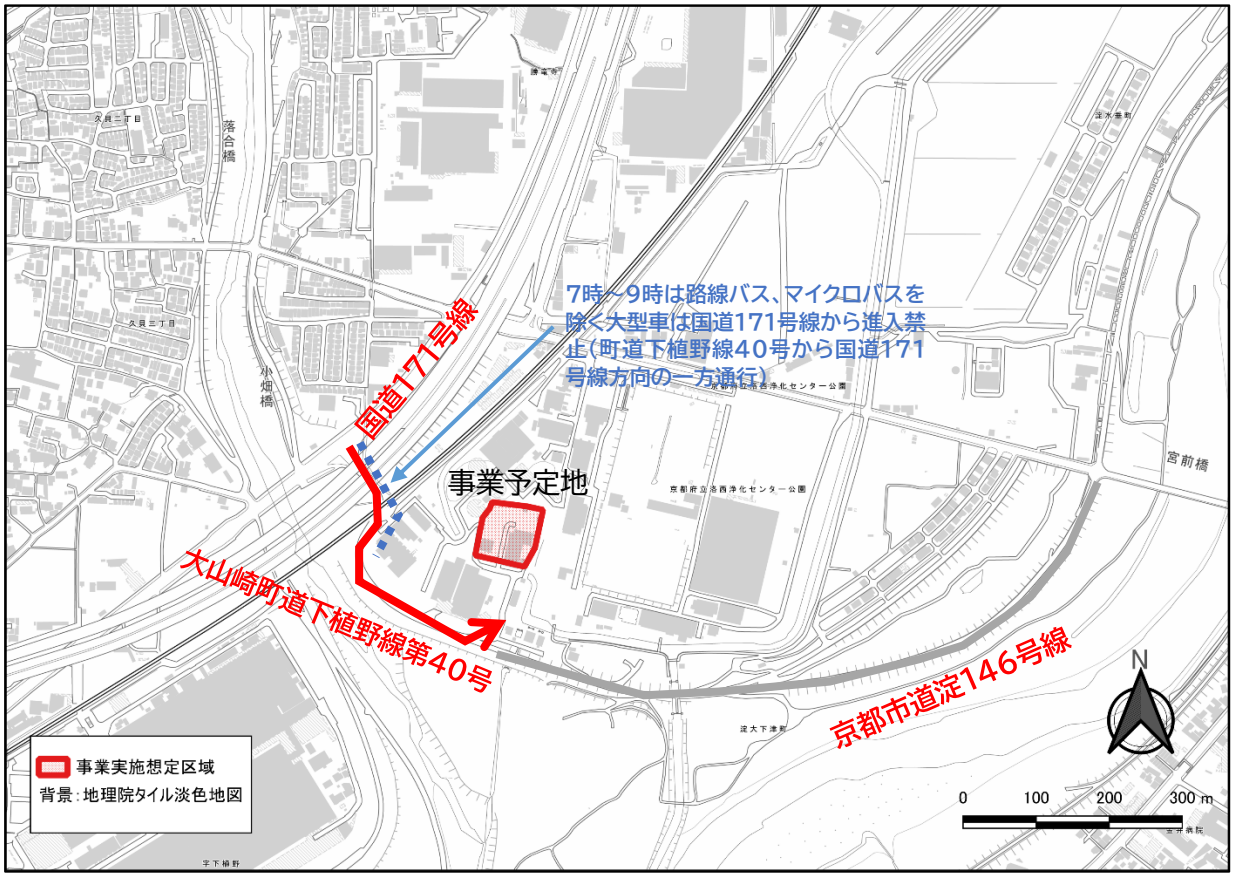

出典:大山崎町道路台帳図02－04D、京都市認定路線網図提供システム

図3 関係車両の主要走行ルート

オ. 事業スケジュール

本事業は表22に示すとおり、令和6年度を1年目として、6年目から9年目（令和11～14年度）で新ごみ処理施設建設工事を、9年目から10年目（令和14～15年度）で現ごみ処理施設の解体工事及び敷地整備を予定している。

表22 事業スケジュール

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ごみ処理施設環境影響評価										
新ごみ処理施設建設工事										
現ごみ処理施設の解体工事 敷地整備										

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況

2-1 計画段階関係地域の範囲

本事業により環境影響を受けるおそれがある地域を計画段階関係地域という。本事業の実施により及ぼす影響のうち、煙突排ガスの影響が最も広範囲に及ぶと想定されることから、最大着地濃度出現予想距離の地域を十分に包含する事業予定地域周辺を設定する。

煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離については簡易予測計算を実施した。予測条件を表23～表25に示す。予測計算手法の詳細は後述の第4章4-1-1(2)と同じ手法を用いている。なお、周辺環境への影響があると思われる煙突の高さについては現時点では未定であり、本配慮書及び今後の環境影響評価手続きにおいて検討が必要な事項であるが、ここでは同規模施設において最も事例が多い59mとした。

計算結果を図4に示す。最大着地濃度出現地点は煙突から0.7kmの地点であった。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年、環境省)では、調査対象地域は最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定されているが、現段階では前述の煙突高さに加えて、排ガス量や排ガス処理設備等の詳細が未定であり不確実要素があることから、安全側の予測として廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている2倍よりもさらに広い2.8km(0.7kmの4倍)を計画段階関係地域に設定する。

計画段階関係地域は図5に示す。計画段階関係地域に含まれる市区町は以下のとおりである。市区町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市区町の全域を範囲として把握した。

①大山崎町のほぼ全域
②長岡京市の一部
③向日市の一部
④八幡市の一部
⑤京都市伏見区の一部
⑥久御山町の一部

表23 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位:%

ごみ質	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3									28.30	6.30
可燃分	65.4	紙・布類	32.6	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76		
		プラスチック類	22.3	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.6	2.35	0.30	0.04	0.00	0.01	1.92		
		厨芥類	4.9	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.81		
		可燃性雑物類	1.0	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.4	37.68	5.55	0.43	0.02	0.71	21.01	28.30	6.30

※1:計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」(令和4年3月、乙訓環境衛生組合)による高質ごみ質とする
※2:可燃分内訳比率は過去10年平均値(乾ベース)及び計画ごみ質から推計

※3：各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した

表24 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値
理論空気量L0	(m^3N/kg)	4.13
空気比 λ	-	1.3
ごみ1kgあたりのガス量(湿) Vw	(m^3N/kg)	6.18
ごみ1kgあたりのガス量(乾) Vd	(m^3N/kg)	5.21
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125
排ガス量(湿)【推定値】	**(m^3N/h)**	**31,673**
排ガス量(乾)【推定値】	**(m^3N/h)**	**26,701**

※1：排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）のごみ質推定にしたがい計算した
※2：空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の近年の一般値1．3より設定した
※3：排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある

表25 大気質拡散予測計算の条件

処理能力	123t/24h
煙突高さ	59m(※1)
排ガス量(煙突出口)	(湿)31,673m^3N/h、(乾)26,701 m^3N/h(※2)
排ガス温度	170℃(※3)
ダイオキシン類の排出濃度	0.05ng-TEQ/ m^3N(※4)
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

※1：煙突高さは同規模施設において最も事例が多い59mとした
※2：排ガス量は表24に示す推定値とする
※3：排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した
※4：ダイオキシン類の排出濃度は、表21に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。

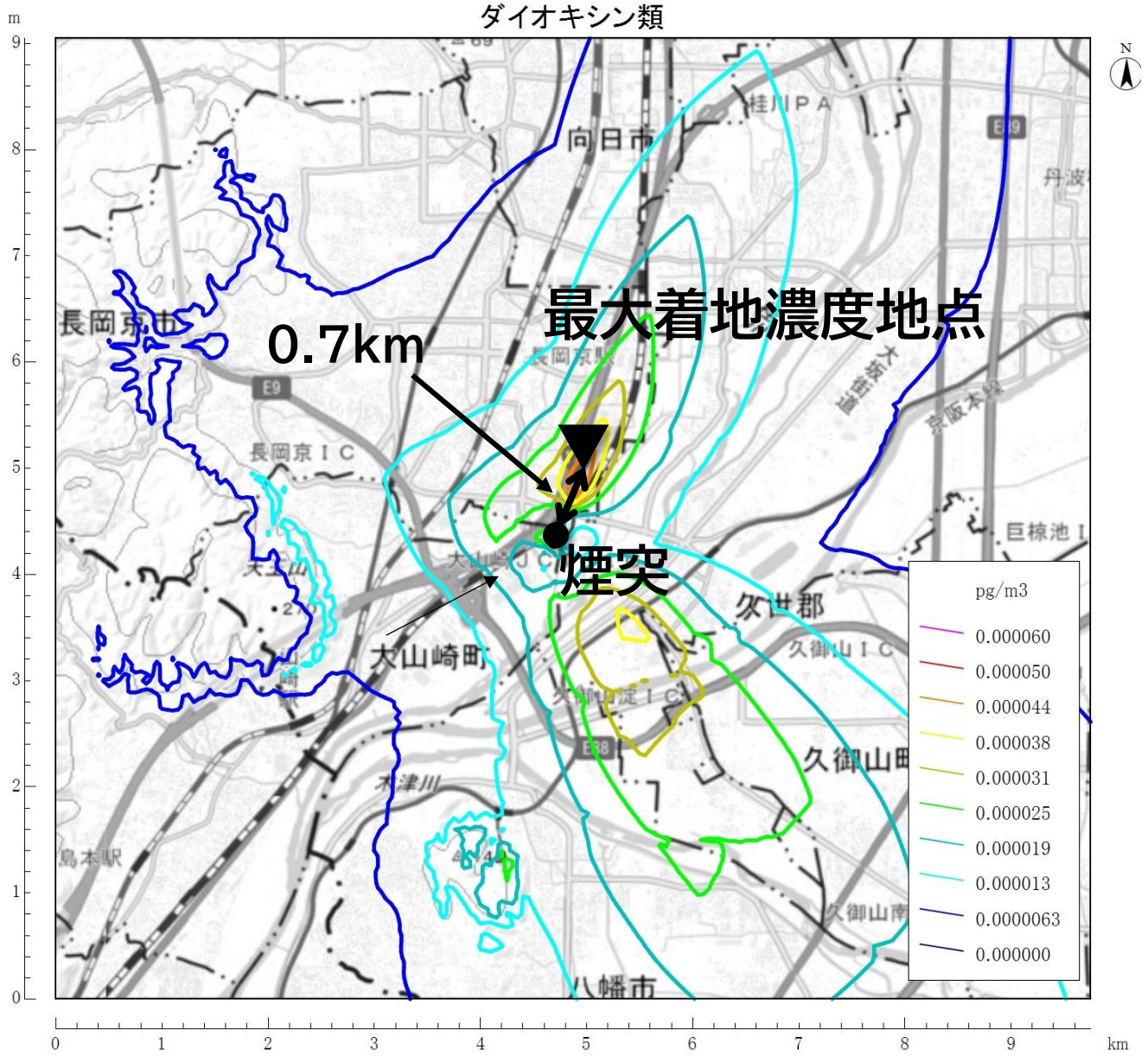

※例としてダイオキシン類の拡散予測計算結果を示す。有害物質の排出濃度によって分布濃度は変わるが、最大着地地点の位置については物質に関係なく同一地点となるため、ここではダイオキシン類の拡散予測結果のみを示す。

図4 大気質(ダイオキシン類)拡散予測計算結果

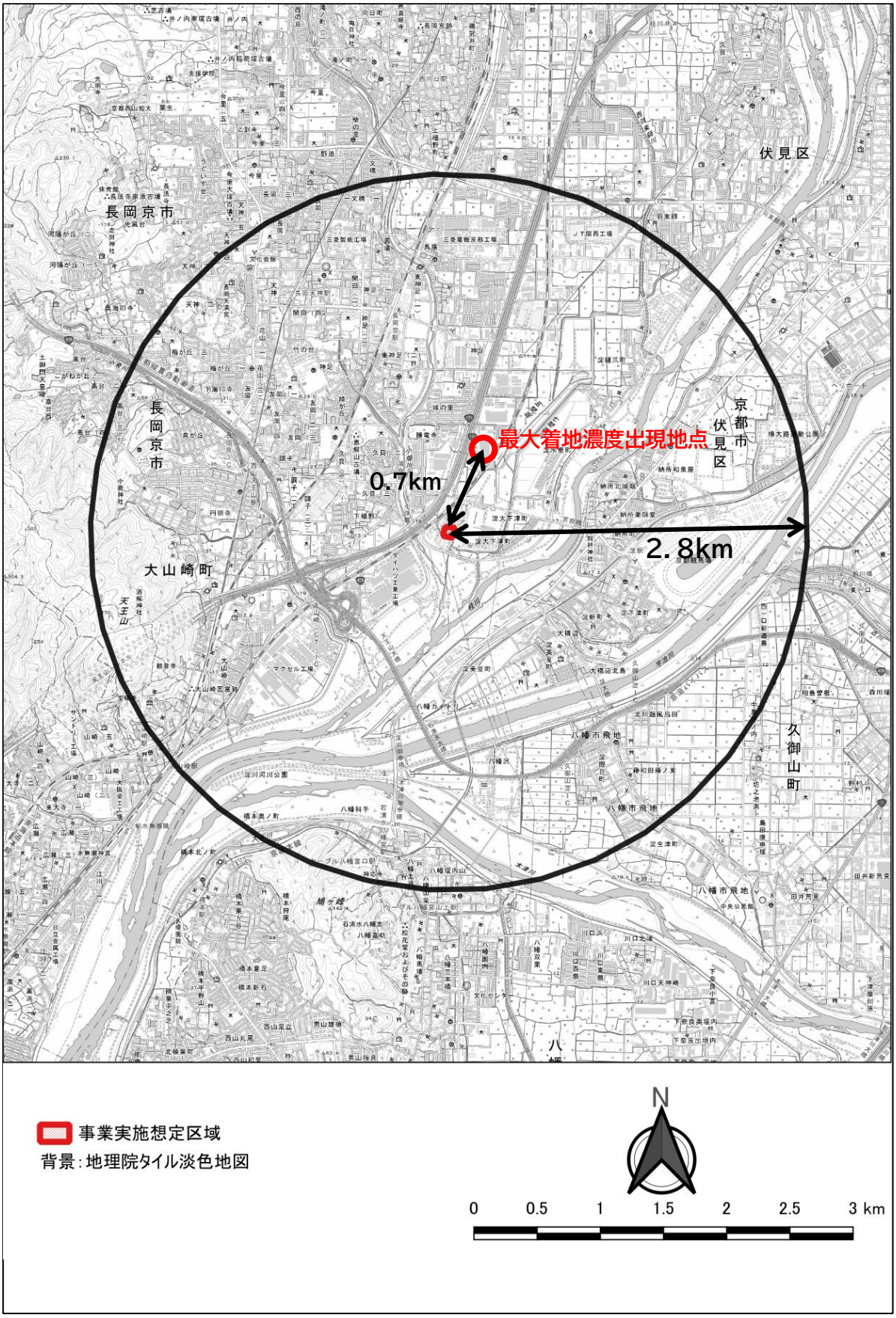

図5 計画段階関係地域(半径2.8km)

2-2 地域特性に関する情報

2-2-1 自然的状況

（1）気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

ア. 気象

本事業実施想定区域が位置する乙訓地域は瀬戸内気候区に属しており、一般的には温暖な気候とされているが、併せて内陸的な気候の影響も強く、京都盆地の南西端である乙訓地域は特有の底冷えや酷暑もみられる。

気象庁公表の30年平年値では、降水量は3月～10月は月100mmを超えており、特に6・7月に月200mmを超えている。平均気温は年間平均で15.3℃、年平均風速は1.6m/s、平均日照時間は5.4時間である。

イ. 大気質

京都府では大気汚染防止法に基づき大気環境濃度の常時監視測定を行っており、計画段階関係地域においては、一般環境大気測定局として大山崎町の大山崎測定局、自動車排ガス測定局として大山崎町内の国道171号沿いにおいて常時測定が行われている。

a. 二酸化硫黄

計画段階関係地域では二酸化硫黄測定結果がないため、概況を把握するため最も近い久御山測定局における結果を参考とする。久御山測定局では過去3年にわたり二酸化硫黄はすべて環境基準を満たしている。

b. 窒素酸化物

二酸化窒素はいずれの測定局においても環境基準を満たしており、年平均値においては横ばい傾向を示している。

c. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質はいずれの測定局においても環境基準を満たしており、年平均値は横ばい傾向である。

d. 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、環境基準である昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は年間69日～76日あり、昼間の1時間値の年平均値は横ばい傾向である。計画段階関係地域内の測定局では、過去3年間では昼間の1時間値が0. 12ppmを超えた日はない。

乙訓地域では直近の3年間で令和5年度に1回、光化学スモッグ注意報が発令されている。全国では、令和5年度の光化学スモッグ注意報の発令都道府県数は17都府県、発令延べ日数が45日で、岐阜県において被害の届け出（2人）があった。

e. 微小粒子状物質

微小粒子状物質はいずれの年度も環境基準を達成している。

f. ダイオキシン類

計画段階関係地域にはダイオキシン類の測定局がないため、最も近い久御山測定局における結果を参考とする。久御山測定局では過去3年で環境基準値を満たしている。なお、京都府内においては、このほかに14か所において測定が行われているが、いずれの地点も過去3年において環境基準を満たしている。

ウ. 騒音

a. 自動車騒音

令和5年度における計画段階関係地域における自動車騒音測定場所は、昼間においては長岡京市の2か所において、夜間は長岡京市の1か所において環境基準を上回っていた。また、要請限度[※1]については全時間帯、全地点において要請限度を下回っていた。

b. 環境騒音

令和4年度に大山崎町で実施された一般環境の騒音測定結果では、1か所において夜間で環境基準を上回っているが、その他の地点においてはすべて環境基準に適合している。なお、長岡京市、向日市、京都市、八幡市においては環境騒音の測定はない、または公開されていない。

エ. 振動

道路交通振動については府内78か所において測定されているが、計画段階関係地域内における測定はないため、参考として最も近い久御山町を参考とする。該当地点は区域区分がいずれにも該当しないため要請限度の定めがないが、昼間39dB、夜間38dBと十分低い値となっている。

（2）水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

ア. 河川流況

事業実施想定区域周辺を流れる主な河川は小畑川である。小畑川は事業実施想定区域西側を流れ、事業実施想定区域の南約600m付近で桂川と合流する。桂川は約3.5km下流の三川合流地点で宇治川、木津川と合流し淀川となる。

事業実施想定区域から最も近い国土交通省の水位観測所は桂川の上流にある「納所」で直線距離は約1.0kmである。納所観測所における過去3年の水位観測結果では5月から9月にかけて水位が高くなっている。

※1 道路交通振動により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

イ. 河川の水質に係る状況

計画段階関係地域内では環境基準点の桂川宮前橋・小畑川小畑橋の2地点で年12回、西羽束師川自動車試験場横、桂川七間堀川、小泉川新山崎橋の3地点で年4～5回の測定が実施されている。小畑川小畑橋でpH、桂川宮前橋で一部の日で大腸菌数が基準値を超過していたが、それ以外は基準値を満たしていた。

また、ダイオキシン類については、水質と底質が測定されている。いずれも環境基準を下回っている。

水底の底質については、京都府ではダイオキシン類のみが測定されており環境基準を満たしている。

ウ. 地下水の水質に係る状況

京都府では地下水の水質測定を継続して実施しており、府内をメッシュで区切り、メッシュ番号で測定を管理している。計画段階関係地域では、概況調査は令和3、4年度に1メッシュ1か所、令和5年度に2メッシュ3か所、継続監視調査は令和3年度に3メッシュ3か所、令和4，5年度に2メッシュ2か所、汚染井戸周辺地区調査は令和3年度に2メッシュ8か所、令和4年度に1メッシュ2か所で実施されている。概況調査では令和5年度にメッシュ番号6541において2か所のうち1か所で砒素が環境基準を超過している。

継続監視調査では、京都市（メッシュ番号6541）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、大山崎町（メッシュ番号6540）でクロロエチレンが、令和3～5年度で環境基準を超過している。

汚染井戸周辺地区調査ではいずれの地点、年度においても環境基準を下回っている。

また、過去3年の地下水中のダイオキシン類測定結果はいずれも環境基準を下回っている。

（3）土壌及び地盤の状況

ア. 土壌に係る環境の状況

計画段階関係地域内において土壌汚染が判明している区域は、形質変更時要届出区域が3か所である。このうち最も近い大山崎町下植野小字山王前の区域は本事業実施想定区域より500m程度離れている。なお、京都府内において土壌汚染対策法に基づく要措置区域はない。

過去3年の土壌中のダイオキシン類測定結果は、計画段階関係地域における市区町ではいずれも環境基準を下回っている。

イ. 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ　令和4年度」（環境省）では、国土地理院、京都府及び京都市の水準測量により京都市南部及び乙訓地区において平成10年度ごろまで沈下の傾向が認められたが、その後は沈静化し回復傾向にあるとされている。

乙訓地区の地下水総採取量は、平成30年度が約30.1千m^3/日、令和4年度が約27.6千m^3/日と、この5年間で2.5千m^3/日減少しており、一時的な増減はあるものの長期的にも減少傾向にある。用途別では、平成30年度では上水道用が約7割を占め、次いで工業用の採取が多かったが、令和4年度においてもその傾向は変っていない。また、乙訓地区においては、従来は

水道水の水源を地下水に依存していたが、長期的な水需要を考慮して平成4年度から京都府営水道乙訓浄水場の建設が着手され、平成12年度から供用開始されたことにより、桂川上流の日吉ダムの安定した水源を確保できている。

同じく「全国地盤環境情報ディレクトリ　令和4年度」（環境省）によると、直近の水準測量調査は、京都府が平成16年度に、京都市が平成29年度に実施しており、府内の単年度最大沈下量は0.12㎝で、地盤沈下の調査が開始されてからの最大累計沈下量は19.4㎝であり、地盤沈下による被害報告はないとされている。

本事業実施想定区域が位置する大山崎町では、昭和52年に「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」が制定されており、井戸の新設、掘替えの場合の取水基準などを規制している。

（4）地形及び地質の状況

ア. 重要な地形

本事業実施想定区域は氾濫原低地であり、人工地形分類では盛土地であることから、桂川の氾濫原低地に盛土をして成り立った地形である。本事業実施想定区域周辺には桂川及び小畑川の河原・河川敷及び氾濫原低地が分布している。計画段階関係地域の南側には桂川、木津川、宇治川の河原・河川敷、湿地、自然堤防、氾濫原低地など3つの河川によって作られた地形が広がっており、北側は扇状地となっている。

京都府レッドデータブック地形レッドリストにおいて、計画段階関係地域では、木津川の荒州が「要注意」、天王山山塊及び桂川・宇治川・木津川三川合流域が「要継続保護」とされており、「消滅」、「消滅危惧」に指定されている地形はない。

イ. 重要な地質

本事業実施想定区域周辺は桂川、木津川、宇治川の河川堆積物が広く分布している。計画段階関係地域には河川堆積物及び自然堤防堆積物が広く分布しており、北側には段丘堆積物が分布している。

また、計画段階関係地域内に位置していると考えられる重要地質は、京都府レッドデータブックの地質レッドリストにおいて消滅寸前に指定されている西山丘陵の大阪層群、長岡京市光明寺の化石、旧横大路沼の堆積物の3か所がある。「消滅危惧」「要注意」に指定されている地質はない。

（5）動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

ア. 動物

計画段階関係地域の動物の生息状況については、環境省自然環境局生物多様性センターによる調査で、様々な動物の生息が確認されている。

また、「ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書」（平成11年3月、乙訓環境衛生組合）によると本事業実施想定区域周辺には、昆虫類ではオオエゾトンボが天王山に、ナニワトンボ、ウラジロミドリシジミが長岡京市の光明寺周辺に、チャイロムナボソコメツキが小畑川付近の河川敷に生息し、淡水魚ではアユモドキとニホンバラタナゴが桂川、宇治川及び木津川に、オヤニラミ

が桂川、宇治川、木津川の合流地点周辺に生息しているとある。

大山崎町においてはイノシシ・ニホンジカが天王山一帯に生息し、捕獲及び防護施設設置等の措置を講じているが、農作物等への被害が発生している。特に、特産物（タケノコ）の被害が地下茎の伸長期から収穫期にかけて発生しており、大山崎町鳥獣被害防止計画（令和4年度）では被害防止対策を講じるとともに、生息地の管理を進めることとしている。ニホンザル・アライグマについては、住居エリアにも出没し、生活環境の保全を阻害しており、アライグマについては、特定外来生物法に基づく大山崎町アライグマ防除実施計画による活動を続けており、京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、町内全域において捕獲計画を実施している。

長岡京市においては、シカ・イノシシ・カラス・アライグマを対象とし長岡京市鳥獣被害防止計画（令和4年度）が策定されており、被害防止対策を講じるとともに防護柵、侵入防止柵等の設置・維持管理を進めている。

京都市では京都市鳥獣被害防止計画（令和5年度）において京都市全域を対象として、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カワウ・アオサギによる農林水産業への被害軽減目標を設定し、地域ぐるみの年間を通じた自主防除及び有害鳥獣捕獲活動を支援することとしている。

そのほか、向日市ではアライグマによる農作物などへの被害を防ぐための捕獲用の檻の貸出、八幡市では農作物等の被害を防止するためカラス等の害鳥の捕獲、久御山町ではアライグマやヌートリアの防除計画に基づいた防除活動と捕獲檻の貸出を実施している。

以上を踏まえて、「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにおいて、計画段階関係地域に生息する可能性がある重要種を抽出した。

重要種は哺乳類7種、鳥類34種、爬虫類8種、両生類11種、淡水魚類23種、昆虫類77種、クモ類2種、甲殻類3種、貝類39種であった。

イ. 植物

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにおいて、計画段階関係地域に分布する可能性がある重要種を抽出した。

重要種はシダ類が76種、種子植物が433種、コケ植物が7種、菌類が7種であった。

ウ. 生態系

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）の地域生態系レッドリストでは、府内で貴重な群落としてリスト化された地域生態系群落を、「要特別対策」「要保全対策」「管理維持」の三つのカテゴリーに区分している。計画段階関係地域内では大山崎町の観音寺のシイ群落が「管理維持」に区分されている。「管理維持」は現状の管理を維持することが必要であるものである。

（6）景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

平成19年に京都府景観条例（以下「景観条例」という。）が制定されており、平成16年に制定さ

れた景観法に基づく施策と地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することを目指している。景観条例第2条において、京都府では地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施することとしており、平成30年10月に「京都府公共事業景観形成指針【土木施設編】(案)」(以下「景観指針案」という。)が作成されている。

景観指針案の対象となる事業は、道路・林道、河川・水路、海岸・港湾、砂防・治山、公園であり、地域の良好な景観を「まもる」、地域に応じた景観を「つくる」、そして、地域の景観と 調和した施設に「おさめる」の3つの側面に留意し公共施設整備の方針を検討するものとしている。

ア. 景観

計画段階関係地域の主な眺望点を図6に示す。

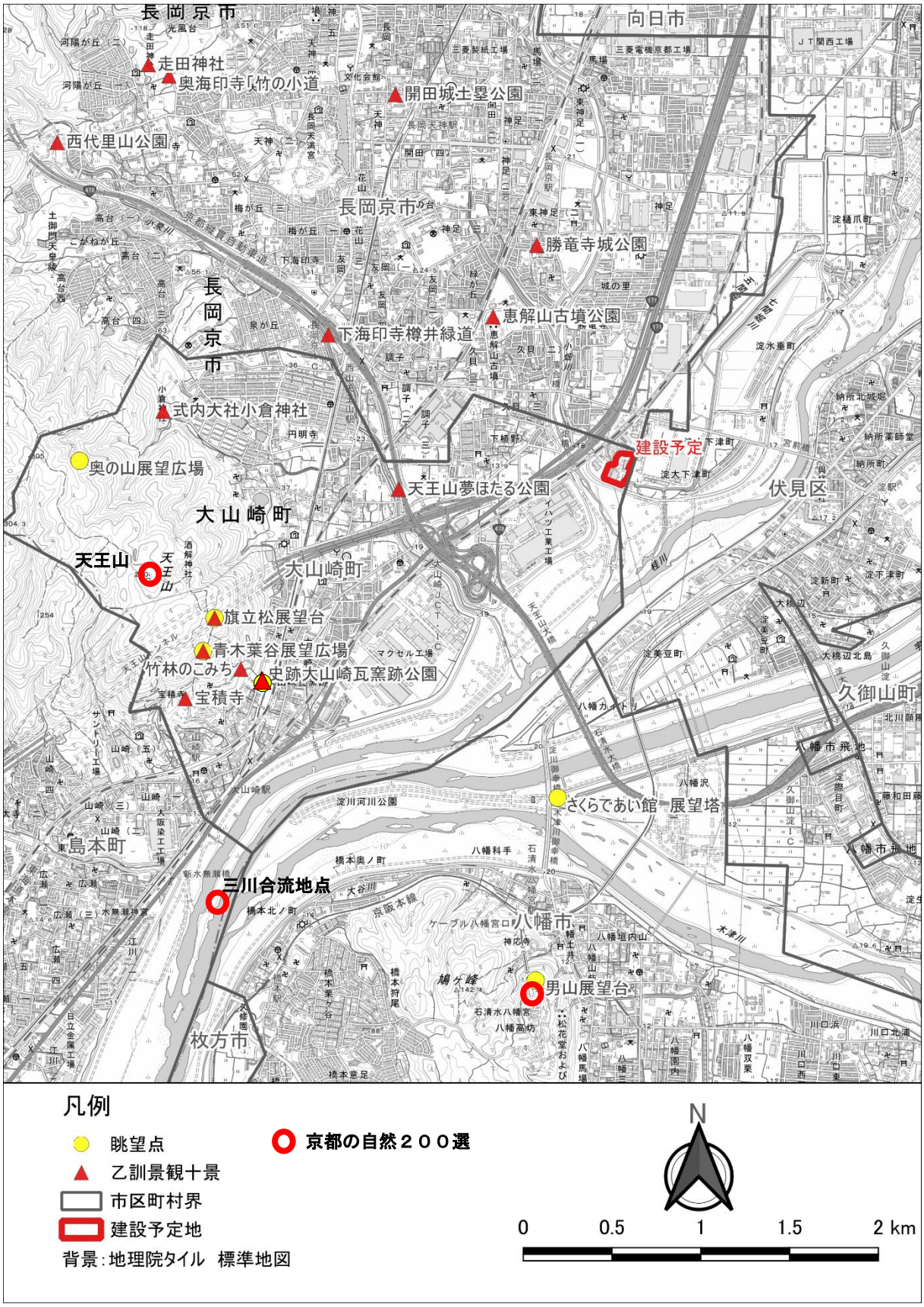

図6 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び景観資源

イ. 人と自然との触れ合いの活動の状況

本事業実施想定区域に最も近いのは隣接する洛西浄化センターで、水処理施設の上部空間を利用した公園があり、芝生広場、テニスコート、球技場などがあり憩いの場、スポーツの拠点として親しまれている。

また、日本で最初の国営の河川公園である淀川河川公園が、淀川河口部から桂川・宇治川・木津川が合流する三川合流部までの河川敷を敷地として広がっており、大山崎町にも野球場、フットサルコート、バーベキュー広場が整備されている。

公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒビール大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しており、文化・観光施設、史跡、展望台、山頂等を巡るハイキングコースが設定され、府内外からの観光客も多く、小中学生の体験学習の場としても利用されている。

（7）その他の事項

計画段階関係地域の市区町における典型7公害に関する公害苦情件数は、過去3年において合計苦情件数が最も多いのが騒音（207件）、次いで大気汚染（148件）となっている。地盤沈下に関する苦情の報告はない。過去3年の市区町ごとの合計苦情件数が最も多いのは八幡市で159件、最も少ないのが大山崎町で24件である。

2-2-2 社会的・文化的状況

（1）人口及び産業の状況

ア. 人口・世帯数等

令和6年10月1日現在で最も人口が多いのは京都市伏見区で約27万人、最も少ないのは久御山町で約1.5万人である。過去5年では、向日市・八幡市・京都市伏見区・久御山町は減少傾向、長岡京市・大山崎町は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在で最も世帯数が多いのは京都市伏見区で約13万世帯、最も少ないのは大山崎町で約7千世帯である。過去5年では6市区町とも世帯数は増加傾向にある。

人口密度は令和6年10月1日現在で向日市が1km^{2}あたり約7千人と最も高く、次いで京都市伏見区、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の順となっている。

イ. 産業の状況

産業別事業所数は久御山町をのぞく市区町でサービス業が最も多い。久御山町では製造業が最も多くなっている。

産業別従業者数は、向日市でサービス業が最も多く、長岡京市、京都市伏見区も平成26年調査まではサービス業が最も多かった。平成28年調査以降は長岡京市、大山崎町、久御山町では製造業が最も多く、京都市伏見区、八幡市では卸売・小売業が最も多い。

(2) 行政区画の状況

事業実施想定区域のある大山崎町は京都府の西側の大阪府との境界にあり、本事業実施想定区域は大山崎町と長岡京市の境界付近に位置している。

(3) 土地利用の状況

久御山町をのぞく5市区町では宅地が占める割合が最も大きいが、久御山町は田が占める割合が最も多い。向日市、八幡市は次いで田が多く、長岡京市、大山崎町、京都市伏見区は山林が次いで多く、久御山町は次いで宅地が多くなっている。

本事業実施想定区域は大山崎町都市計画マスタープラン(2014改訂)で資源循環リードゾーンに位置付けられ、洛西浄化センターとあわせてごみの有効利用、廃棄物処理の排熱利用、コ・ジェネレーション等、地域の資源循環をリードする機能の立地を図るものとしている。資源循環リードゾーンの周辺には活力産業ゾーンとして工業地域があり、東海道新幹線と名神高速道路から北及び西側は市街地住宅ゾーンとなっている。

(4) 河川、湖沼及び地下水利用状況

ア. 水面利用、その他の水利用の状況

京都市をのぞく5市町は深井戸及び浄水受水を主な水源としている。

大山崎町ではかつて上水道を地下水取水に依存していたものの、人口増加により水源の質・量を恒久的に確保することが困難であることから、平成12年より桂川上流の日吉ダムを水源とする京都府営水道(乙訓浄水場)の受水を開始し、地下水を水源とする自己水と京都府営水道受水による供給を現在も継続している。乙訓環境衛生組合では直近5年間で毎年、約77千m^3～91千m^3の地下水取水がある。

イ. 漁業権の設定状況

淀川水系において、あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類の内水面漁業が行われている。桂川下流では京淀川漁業協同組合が、木津川では木津川漁業協同組合が漁業権者である。

(5) 交通の状況

ア. 道路

本事業実施想定区域周辺には、名神高速道路、京都縦貫自動車道等の高速道路が走っており、近隣には大山崎ジャンクションがあり、大阪と京都・名古屋を結ぶ主要交通の要所である。24時間の交通量は名神高速道路の京都南から大山崎JCTで約86,000台が走行している。一般道では、国道171号が縦断し、国道478号が京都第二外環状道路と並行して国道171号から淀川対岸の八幡市方面へ連絡している。

イ. 鉄道

本事業実施想定区域周辺は、JR西日本東海道線及び阪急電鉄京都線が縦断し、JRの長岡

京駅、阪急の西山天王山駅及び長岡天神駅が立地して住民の日常生活の足として利用されている。桂川の対岸には京阪電鉄の淀駅がある。

また、名神高速道路と並行して東海道新幹線が走っており、本事業想定区域から新幹線の高架までの直線距離は100m程度である。

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

ア. 学校

計画段階関係地域には25の学校があり、本事業実施想定区域から最も近いのは長岡第八小学校で、直線距離で約1.1kmの位置にある。

イ. 病院・福祉施設・文化施設

本事業実施想定区域から最も近い病院はダイハツ工業株式会社京都工場診療所で、直線距離で約500mに位置している。そのほか、福祉施設が21、文化施設が35ある。

ウ. 住宅

本事業実施想定区域周辺は工業地域であり、名神高速道路より北西側及び京都市道淀146号線沿いには住宅街があるものの、本事業実施想定区域に隣接した住宅はない。図7に示すように名神高速道路より北西側の住宅街は約300m、京都市道淀146号線沿いの住宅街との距離は約450m離れている。

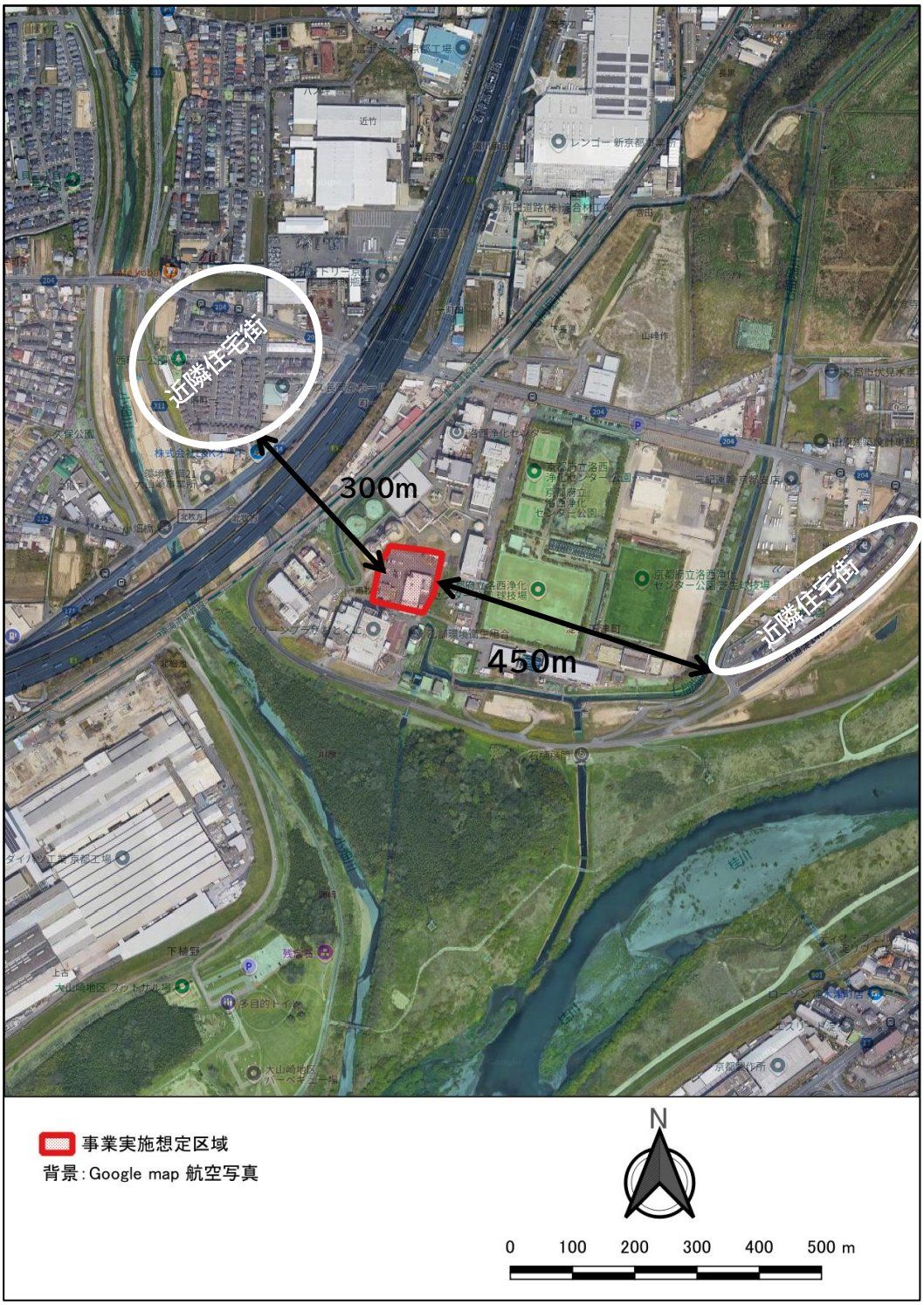

図7 本事業実施想定区域と近隣住宅街との位置関係

(7) 上水道及び下水道の整備状況

ア. 上水道

給水普及率は計画段階関係地域の市町では、京都市、久御山町をのぞき100%となっている。

イ. 下水道

下水道普及率は、向日市は普及率100%、長岡京市、大山崎町、八幡市は99.9%、京都市は99.5%、久御山町は99.8%となっている。

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画

ア. 用途地域の指定状況

本事業実施想定区域は市街化調整区域にあり、小畑川を挟んだ対岸は工業地域及び準工業地域である。

(9) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業実施想定区域及び計画段階関係地域における環境法令等による地域・区域等の指定状況を表26に示す。

表26 環境法令等による地域・区域等の指定状況

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
a. 生活環境に係る法令等					
	大気汚染防止法	硫黄酸化物の総量規制地域	○	○	工場又は事業場が集合している地域で、大気汚染防止法に定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。
		窒素酸化物の総量規制地域	×	×	—
	騒音規制法	騒音に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	本事業実施想定区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、計画段階関係地域内の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
	振動規制法	振動に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	本事業実施想定区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、計画段階関係地域内の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
	悪臭防止法	悪臭に関する規制基準を適用する指定地域	○	○	計画段階関係地域は、全て指定された地域内に存在しA地域の規制基準が適用される。
	水質汚濁防止法	水質総量削減の対象となる指定地域	○	○	計画段階関係地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。指定地域では、特定事業場で排水量が50m^3/日以上のものについて総量規制基準が定められている。
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法対象区域	○	○	計画段階関係地域は関係府県の区域として指定された区域内に存在する。関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼及び指定地域	×	×	—

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	土壌汚染対策法	要措置区域及び形質変更時届出区域	×	○	計画段階関係地域には形質変更時要届出区域が存在する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域(廃棄物の最終処分場跡地等)	×	○	計画段階関係地域には指定区域(廃棄物の最終処分場跡地等)が存在する。
	工業用水法	地下水の採取に関する指定地域	×	×	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水の採取を規制する地域	×	×	—
	大山崎町地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	○	○	大山崎町全域では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	向日市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	計画段階関係地域である向日市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	長岡京市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	計画段階関係地域である長岡京市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
	八幡市地下水の採取の届出に関する要綱	揚水施設設置に関する届け出及び報告	×	○	計画段階関係地域である八幡市では用水施設の設置及び取水に関して届出及び報告が義務付けられている。
b. 自然環境に係る法令等					
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	—
	自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×	—
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域	×	○	計画段階関係地域内には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が存在する。
	森林法	保安林、 地域森林計画対象民有林	×	○	計画段階関係地域内には、保安林及び地域森林計画対象民有林が存在する。

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×	—
	京都府地球温暖化対策条例	特定緑化地域	×	○	大山崎町、向日市、長岡京市、八幡市の市街化区域において京都府の緑化促進制度に従い緑化を進める必要がある。
c.土地利用に係る法令等					
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○	事業実施想定区域は、市街化調整区域に指定されており、計画段階関係地域には、都市地域（市街化区域）、森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	京都近郊緑地保全区域	×	○	京都市、長岡京市、大山崎町の一部が京都近郊緑地保全区域に指定されている。
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×	—
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○	計画段階関係地域の一部が生産緑地地区に指定されている。
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	○	計画段階関係地域の一部が風致地区に指定されている。
	砂防法	砂防指定地	×	×	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	—
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	計画段階関係地域の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○	計画段階関係地域の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。
d.文化財等に係る法令等					
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×	—

法令等		地域・区域等	指定の有無		内容
			本事業実施想定区域	計画段階関係地域	
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民族文化財、埋蔵文化財、史跡名勝 天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○	計画段階関係地域には重要文化財などが点在する。
	京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定(登録)有形文化財、京都府登録(指定)有形民俗文化財、京都府指定(登録)史跡、京都府指定(登録)名勝、京都府指定(登録)天然記念物、文化財環境保全地区	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。
	大山崎町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。
	長岡京市文化財保護条例、 八幡市文化財保護条例、 京都市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物	×	○	計画段階関係地域には文化財などが点在する。

(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

本事業実施想定区域は長岡京跡の範囲に含まれる。ただし、本事業実施想定区域は、本組合のし尿処理施設がすでに存在しており、建設時には埋蔵文化財は確認されていないことから、本事業実施想定区域には埋蔵文化財は存在しないと考えられる。

(11) その他の事項

ア. 日照の状況

本事業実施想定区域は桂川と国道に挟まれた低地にあり、周辺は洛西浄化センターや公園、河川敷が広がっており、高層建築物はない。

イ. 電波の状況

計画段階関係地域のテレビ電波は親局が大阪局(生駒山)と京都局(比叡山)にあり中継局は

京都（比叡山）で、広範囲にテレビ電波が送信されている。

ウ. 廃棄物の状況

a. 一般廃棄物

計画段階関係地域内の自治体のごみ総排出量は大山崎町の令和3年度をのぞき減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も減少している。

b. 産業廃棄物

計画段階関係地域の京都府の産業廃棄物の種類別発生量では、いずれの年度も汚泥が最も多く、次いでがれき類の順となっている。

第3章 計画段階配慮事項の選定

3-1 位置等に関する複数案

本事業の特性、地域特性および府技術指針に基づき本事業における複数案について検討した。

本事業実施想定区域は、第1章 1-3-2(4)「第一種事業に係る主要な工作物の構造及び配置」に示したとおり、煙突高さ及び位置の複数案を設定するものとする。

3-1-1 煙突高さの設定

煙突高さの複数案及びその設定理由を表27に示す。煙突高さは未定であり、今後の実施設計により煙突高さは決定するが、令和6年度策定の施設整備基本計画では航空法の制限のない60m以下とする案が挙げられている。なお、本組合の現ごみ処理施設煙突高さは59mである。

一般的に煙突高さは高くなればなるほど排ガスの最大着地濃度地点の距離は遠くなり、最大着地濃度は低くなるとされている。同規模の類似施設では、航空法の制限がない範囲で最も環境への負荷が少なくなる59mの事例が最も多く、現ごみ処理施設の煙突高さも59mであることから、59mをA案とした。

さらに、煙突が60m以上の場合に排ガスによる周辺環境への影響がどの程度変わるかを確認するため、対案として近隣施設である京都市南部クリーンセンターと同じ高さの78mをB案とした。京都市南部クリーンセンターと同じ煙突高さを対案とした理由は、本計画地と同様に山間部ではなく盆地内にあり地理条件が似ているためである。

表27 煙突高さの複数案

案	煙突高さ	設定理由
A案	59m	現ごみ処理施設の煙突高さと同じであり、60m以上の場合は航空法により、航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることや、全国的に同規模の施設において採用実績が多いことから設定した。
B案	78m	A案より排ガスの周辺環境への影響が低減される対案として、近隣の京都市南部クリーンセンター(500t/日)と同じ高さとした。

3-1-2 煙突位置の設定

煙突位置は周辺への排ガスの拡散の影響とともに景観に及ぼす影響も考えられるため、動線やランプウェイの配置等を考慮したうえで表28に示す施設南側と施設北側の2案を設定した。

表28 煙突高さの複数案

案	煙突位置	位置図（×印が煙突位置を示す）
C案	施設南側	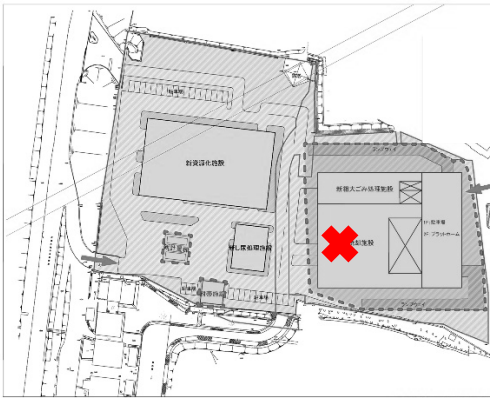
D案	施設北側	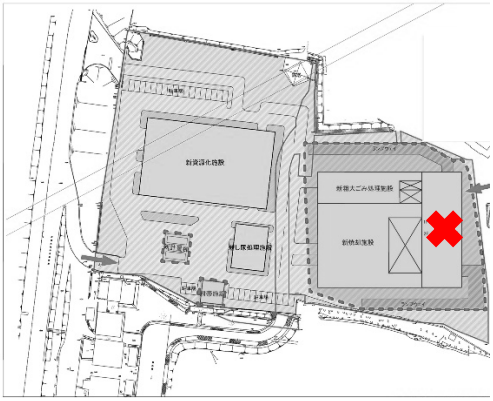

3-2 環境影響要因の抽出

本事業の実施に係る環境影響要因は、建設工事の実施及び土地又は工作物の存在、供用時に想定される事業活動の内容を抽出したうえで、複数案毎の影響の程度について検討を行うものとする。

環境影響要因の抽出結果を表29に示す。

表29 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因		想定される事業活動内容
工事の実施	造成工事等による一時的な影響	・工事の実施により一時的に裸地が出現する ・造成工事等により残土等が発生する
	建設機械等の稼働	・造成工事、建設工事、場内整備工事等の実施により、建設機械が稼働する
	資材等の運搬車両の走行	・工事用資材や機械の搬出入に際して車両の走行がある
	雨水排水	・工事の実施による裸地面出現により、降雨時の濁水発生の可能性がある
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	・現し尿処理施設跡地に工作物が出現する
	施設の稼働	・ごみ処理施設が稼働する
	廃棄物運搬車両等の走行	・廃棄物運搬車両が走行する
	廃棄物の発生	・施設稼働に伴い廃棄物が発生する

3-3 計画段階配慮事項の選定

本事業における計画段階配慮事項の選定にあたり、事業特性や地域特性を考慮し、複数案間で影響の程度が異なることからその影響の程度を把握する必要があると考えられる項目を選定した。

工事の実施については、周辺環境に重大な影響を及ぼす項目はないと考えられるため、計画段階配慮事項に選定した項目はない。

土地または工作物の存在及び供用については、煙突高さや位置に関する複数案で影響の程度が異なる可能性があることから、その影響の程度を把握する必要があると考えられる煙突排ガスによる大気質及び景観を計画段階配慮事項として選定した。

今後、環境影響評価手続きを進めていく中で、本配慮書において検討した結果を踏まえて施設整備計画・設計において検討・反映するとともに、環境影響評価項目を選定し方法書を作成するものとする。

環境要素の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									
大気環境									
大気質									
二酸化硫黄						●			●工事の実施 本事業実施想定区域と最寄り民家は300m程度離れており、工事騒音・振動の重大な影響はないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。 本事業実施想定区域から国道171号線までの工事車両走行ルート沿いには民家が存在しない。また、国道171号線からの進入経路にある高架下の高さ制限及び朝の時間帯の大型車両の制限に該当する車両のみが京都市道淀146号を通行する。工事車両の走行は一時的なものであることや、大規模な造成工事が行われないため多量の土砂の搬出入が実施されないこと、工事の実施にあたり工事用車両の走行の分散を図る予定であること、市道淀146号沿いにある住宅街と市道の間には緑地帯及び道路があり住宅と市道との距離が13m程度あることから重大な影響は生じないとして資材等の運搬車両の走行は計画段階配慮事項には選定しない。なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいて、今後検討される工事計画に基づき詳細な予測及び環境保全措置の検討を行い影響の低減を図るものとする。 ●存在及び供用 施設の稼働に伴う煙突排ガスに含まれる二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、ダイオキシン類が周辺環境に影響を及ぼすことが考えられる。これらは煙突高さや位置によって拡散の程度が変化するため、計画段階配慮事項として選定する。 一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは煙突排ガスにはほとんど含まれていないことから計画段階配慮事項には選定しない。光化学オキシダントは窒素酸化物が光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり煙突から直接排出される物質ではないことから計画段階配慮事項には選定しない。 廃棄物運搬車両の走行については、現ごみ処理施設の走行ルートから変更はなく、廃棄物運搬車両の台数は変わらない、もしくは減少する見込みであることから、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
浮遊粒子状物質						●			
一酸化炭素									
二酸化窒素						●			
ダイオキシン類						●			
光化学オキシダント									
ベンゼン									
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン									
塩化水素、水銀						●			
浮遊粉じん									

環境要素の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
				造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
		騒音及び超低周波音										●工事の実施 本事業実施想定区域と最寄り民家は300m程度離れており、工事騒音・振動の重大な影響はないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。 本事業実施想定区域から国道171号線までの工事車両走行ルート沿いには民家が存在しない。また、国道171号線からの進入経路にある高架下の高さ制限及び朝の時間帯の大型車両の制限に該当する車両のみが京都市道淀146号を通行する。工事車両の走行は一時的なものであることや、大規模な造成工事が行われないため多量の土砂の搬出入が実施されないこと、工事の実施にあたり工事用車両の走行の分散を図る予定であること、市道淀146号沿いにある住宅街と市道の間には緑地帯及び道路があり住宅と市道との距離が13m程度あることから重大な影響は生じないとして資材等の運搬車両の走行は計画段階配慮事項には選定しない。なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいて、今後検討される工事計画に基づき詳細な予測及び環境保全措置の検討を行い影響の低減を図るものとする。 ●存在及び供用 騒音・振動を発生する機械等は屋内設置が基本であることや、吸音材や防振基礎等を使用して環境保全対策を講じる計画であることから、計画段階配慮事項には選定しない。 廃棄物運搬車両の走行については、現ごみ処理施設の走行ルートから変更はなく、廃棄物運搬車両の台数は変わらない、もしくは減少する見込みであることから、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
			騒音レベル及び超低周波音レベル									
		振動										
			振動レベル									
		悪臭										●工事の実施 工事の実施により悪臭が発生する要因はないため選定しない。 ●存在及び供用 ごみピットからの悪臭は負圧管理にて悪臭漏洩対策を施すとともに、ピット汚水や臭気は高温で燃焼する。また、煙突からは排ガス処理装置等による処理で悪臭の発生は少なく重大な影響はないと考えられることから計画段階配慮事項には選定しない。
			悪臭									

環境要素の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
				造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
水環境												
	水質											●工事の実施 工事の実施により一時的に裸地が出現するが、工事中は沈砂池等による濁水対策をすることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		水質汚濁										
		水の濁り										
	水底の底質											●工事の実施 底質汚染が発生する要因は生じないため選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		底質汚染										
	地下水の水質及び水位											●工事の実施 地下水汚染が発生する要因は生じないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流するため、重大な影響がないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		地下水水質										
		地下水水位										●工事の実施 地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水することや、現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地下水水位への重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
地質・土壌環境											
地形及び地質											●工事の実施 本事業実施想定区域には重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設建設後に地質・地形に影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。
	重要な地形・地質及び自然現象										
地盤											●工事の実施 工事の実施により地盤沈下が生じる要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 プラント用水及び地下水を利用する計画であるが、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に取水することや、現ごみ処理施設における取水量と変化がないことから地盤沈下の重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。
	地盤沈下										
土壌											●工事の実施 工事の実施により土壌汚染を生じる原因となる物質の使用、排出はない。また、造成や掘削による土砂の搬出入に際しては事前調査や検査により土壌汚染が生じない計画としていることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 排ガスからの水銀、ダイオキシン類等の土壌への降下、沈着が考えられるが、排ガス濃度は法規制値よりさらに低い基準値を設ける計画としており重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。
	土壌汚染										

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
	その他										
		日照阻害									●工事の実施 工事の実施により日照阻害となる要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 周辺は工場地帯であることや農地がないこと、最寄り民家は300m程度離れていることから重大な日照阻害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		電波障害									●工事の実施 工事の実施により電波障害となる要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 最寄り民家は300m程度離れていることから重大な電波障害は生じないと考えられるため計画段階配慮事項には選定しない。
		気象									●工事の実施 工事の実施により気象に影響を与える要因は発生しないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 局地的な気象に影響を与える高層建築物や地形の改変はないため計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
自然の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	動物										●工事の実施 現し尿処理施設跡地に建設するため、新たに大きな造成工事や緑地の改変等は行わないことから、重大な影響はないと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 排ガスの有害物質濃度は規制値よりも低い自主基準値を設ける計画であり、動物、植物、生態系への影響は十分に低いと考えられるため、計画段階配慮事項には選定しない。
		重要な種・注目すべき生息地									
	植物										
		重要な種及び群落									
		植物生育環境としての土壌									
	生態系										
		地域を特徴づける生態系									
人と自然との豊かなふれあいの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	景観										
		主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					●				●工事の実施 主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観に重大な影響を及ぼす工事中の要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 工作物の存在によって主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観に影響を及ぼす可能性があり、煙突高さに応じて影響の程度が変化すると考えられることから計画段階配慮事項として選定する。
	人と自然とのふれあいの活動の場										
		主要な人と自然とのふれあいの活動の場									●工事の実施 工事の実施によって人と自然のふれあいの活動の場に重大な影響を及ぼさないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 工作物の存在や車両の走行により人と自然のふれあいの活動の場に重大な影響を及ぼす要因はないため計画段階配慮事項には選定しない。

環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用				計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素											
	廃棄物等										
		廃棄物									●工事の実施 工事の実施によって建設廃棄物や発生土等の廃棄物が発生するが、関係法令に基づき適正処理・処分を行うことから、重大な影響が生じることはないため計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始に伴い発生する焼却灰や残渣等は関係法令に基づき適正処理・処分を行い環境への重大な影響はないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		建設工事に伴う副産物（残土等）									
	温室効果ガス等										
		温室効果ガス（CO_2等）									●工事の実施 工事の実施によって車両の運行や機械の稼働によるCO_2等の排出があるが、大気中の濃度を著しく上昇させるものではなく影響は軽微であることから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始に伴い温室効果ガスが発生するが、著しい影響はないことや煙突高さや位置の複数案によって影響の程度が変わるものではないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		オゾン層破壊物質（フロン等）									
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											
	歴史的・文化的景観										●工事の実施 本事業実施想定区域は長岡京跡の範囲に含まれるが、本組合のし尿処理施設がすでに存在しており、建設時には埋蔵文化財は確認されていないことから、本事業実施想定区域には埋蔵文化財は存在しないと考えられる。また、周辺には長岡京跡以外の埋蔵文化財は確認されていない。以上より、文化財、埋蔵文化財包蔵地はないことから計画段階配慮事項には選定しない。 ●存在及び供用 施設の供用開始や工作物の存在が文化財、埋蔵文化財包蔵地に重大な影響を及ぼすことはないことから計画段階配慮事項には選定しない。
		主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観									
	文化財・埋蔵文化財包蔵地										
		文化財、天然記念物等									

3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定とその理由

計画段階配慮事項に選定した項目について、府技術指針に基づいて選定した調査・予測・評価の手法を以下に示す。

環境要素	影響要因	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	土地又は工作物の存在及び供用(施設の稼働)	●調査項目 大気質・気象の状況 ●調査手法 文献調査 ●手法の選定理由 計画段階関係地域の大気質、気象に関するデータが既存資料に存在するため	●予測項目 煙突排ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の年平均値(※) ●予測手法 窒素酸化物総量規制マニュアル[新版](平成12年12月　公害研究対策センター)に示される大気拡散計算により長期平均濃度分布を予測 ●手法の選定理由 影響の程度を複数案間で定量的に比較できるため	●評価手法 複数案間で定量的に影響の程度を比較し、環境基準との整合が図られているか評価する ●手法の選定理由 複数案間の影響の差を定量的に比較し優位性を評価することができるとともに、環境基準の適合状況を評価できるため
景観	土地又は工作物の存在及び供用(施設の稼働)	●調査項目 主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況 ●調査方法 文献調査及び現地踏査 ●手法の選定理由 眺望点及び景観資源の情報が既存資料中にあり、現地踏査で写真撮影等により状況把握が可能であるため	●予測項目 眺望景観の変化 ●予測手法 眺望点及び景観資源の距離、標高等の情報からの仰角計算による眺望景観の変化の程度を予測する ●手法の選定理由 眺望景観の変化を仰角計算によりある程度定量的に把握できるため	●評価項目 複数案間における眺望景観の変化の程度を比較し評価する ●手法の選定理由 複数案間の影響の差異を適切に比較・評価できるため

※塩化水素を項目から除外した理由は、第4章4-1-1(2)ウ「予測項目」(57ページ)を参照のこと。

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

4-1 供用時における影響の評価

4-1-1 大気質

（1）現況調査

現況調査は、文献調査結果をもとに計画段階関係地域における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去3年間の測定結果を整理した。大気質の現況は前掲の第2章2-2-1(1)イに示したとおりである。計画段階関係地域においてはすべての測定局において環境基準を満たしていた。

（2）予測条件

ア. 予測対象時期

予測対象時期は、長期平均濃度予測については、施設の稼働が定常的な状態となる時期とする。なお、短期平均濃度予測については、施設整備計画において現段階では建屋高さ等の不確定要素があることから、今後の準備書手続きにおいて検討するものとする。

イ. 予測ケース

煙突高さ及び煙突位置の複数案の組み合わせにより、表30に示す4ケースとする。

表30 予測ケース一覧

ケース名	煙突高さ	煙突位置
ケース1	A案：59m	C案：施設南側
ケース2	A案：59m	D案：施設北側
ケース3	B案：78m	C案：施設南側
ケース4	B案：78m	D案：施設北側

ウ. 予測項目

予測項目は、第3章3-3「計画段階配慮事項の選定」において検討した結果より、表31に示す項目とする。評価に用いる値は、それぞれの物質における環境基準で定められている値とする。水銀については、「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について（第7次答申）」（中央環境審議会　平成15年7月）よる指針値を評価に用いる。塩化水素は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）において、評価指標として目標環境濃度（昭和52年06月16日環大規136号）が示されており、評価方法が短期評価（1時間値）によるものであることから予測項目から除外した。

表31　予測項目

予測の種類	予測項目	評価に用いる値
長期平均濃度予測	a.二酸化硫黄（SO_2）	2%除外値
	b.二酸化窒素（NO_2）	98%値
	c.浮遊粒子状物質（SPM）	2%除外値
	d.ダイオキシン類	年平均値
	e.水銀	年平均値

用語解説

【2%除外値】

「日平均値の2%除外値」あるいは単に「2%除外値」とは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つである。

2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値を指す。

なお、2%除外値は、予測対象物質のうち、環境基準の長期的評価を行う二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の濃度が環境基準に適合するかどうかを判断する際に用いられる値である。

【98%値】

「日平均値の年間98%値」あるいは単に「98%値」とは、1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つである。

98%値は、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目の日数に該当する日平均値を指す。

なお、98%値は、予測対象物質のうち、環境基準の長期的評価を行う二酸化窒素の濃度が環境基準に適合するかどうかを判断する際に用いられる値である。

エ. 予測範囲

予測範囲は図5に示す計画段階関係地域の半径2.8kmを包含する範囲とした。

オ. 予測式

a. 大気拡散式

拡散計算に用いた予測式は、有風時（1.0m/s以上）はプルームモデル、弱風時（0.5以上1.0m/s未満）は弱風パフモデル、無風時（0.4m/s以下）は無風パフモデルを用いた。

b. 2%除外値または98%値への換算

重合計算により求められた大気質汚染物質濃度は年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、既存の測定結果から、年平均値と2%除外値または98%値の関連よりそれぞれの長期濃度評価値を求める。それぞれの換算式は以下のとおりとした。

項目	換算式
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値＝年平均値×2.0
二酸化窒素	日平均値の年間98%値＝年平均値×0.988+0.013
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値＝年平均値×2.3627-0.0018

c. 予測条件

新ごみ処理施設の計画ごみ質（表32）より計算した排ガス量（表33）及び表21に示した新ごみ処理施設の自主基準値より設定した。煙突排ガス諸元を表34に示す。

表32 計画ごみ質（高質ごみ）から推定した各成分の比率

単位：%

ごみ質	比率	可燃分内訳（過去10年平均）		c（炭素）	h（水素）	n（窒素）	s（硫黄）	Cl（塩素）	o（酸素）	W（水分）	a（灰分）
水分	28.3									28.30	6.30
可燃分	65.4	紙・布類	32.6	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76		
		プラスチック類	22.3	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.6	2.35	0.30	0.04	0.00	0.01	1.92		
		厨芥類	4.9	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.81		
		可燃性雑物類	1.0	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.4	37.68	5.55	0.43	0.02	0.71	21.01	28.30	6.30

※1：計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする
※2：可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計
※3：各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した

表33 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値	計算式
理論空気量L0	(m^3N/kg)	4.13	8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s
空気比 λ	-	1.3	
ごみ1kgあたりのガス量(湿) Vw	(m^3N/kg)	6.18	1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ1kgあたりのガス量(乾) Vd	(m^3N/kg)	5.21	1.867c+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125	123(t/24h)÷24*1000
排ガス量(湿)【推定値】	**(m^3N/h)**	**31,673**	Vw×A
排ガス量(乾)【推定値】	**(m^3N/h)**	**26,701**	Vd×A

※1:排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)のごみ質推定にしたがい計算した
※2:空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)の近年の一般値1.3より設定した
※3:排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある

表34 煙突排ガス諸元

処理能力	123t/24h
排ガス量(煙突出口)	(湿)31,673m^3N/h、(乾)26,701 m^3N/h(※1)
排ガス温度	170℃(※2)
煙突からの排出濃度(※3)	二酸化硫黄:50ppm 二酸化窒素:100ppm 浮遊粒子状物質:0.01g/ m^3N ダイオキシン類:0.05ng-TEQ/ m^3N 水銀:30μg/ m^3N

※1:排ガス量は表33に示す推定値とする
※2:排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した
※3:煙突からの各物質の排出濃度は、表21に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。

バックグラウンド濃度は、表35に示すとおりとした。

表35 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	備考
二酸化硫黄	0.001ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均
二酸化窒素	0.01ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均
浮遊粒子状物質	0.015mg/m^3	大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m^3	京都府内のR2～R4の平均値
水銀	0μg/m^3/N	京都府内の測定値がないため0とする

気象条件は表36に示すとおりとした。

表36 予測計算に使用する気象条件

項目	使用したデータ
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

表36の風向・風速データの風向別平均風速及び風向別出現頻度を図8に示す。全風向の平均風速は2.4m/sで、北北西、北西及び南南西の風が卓越している。

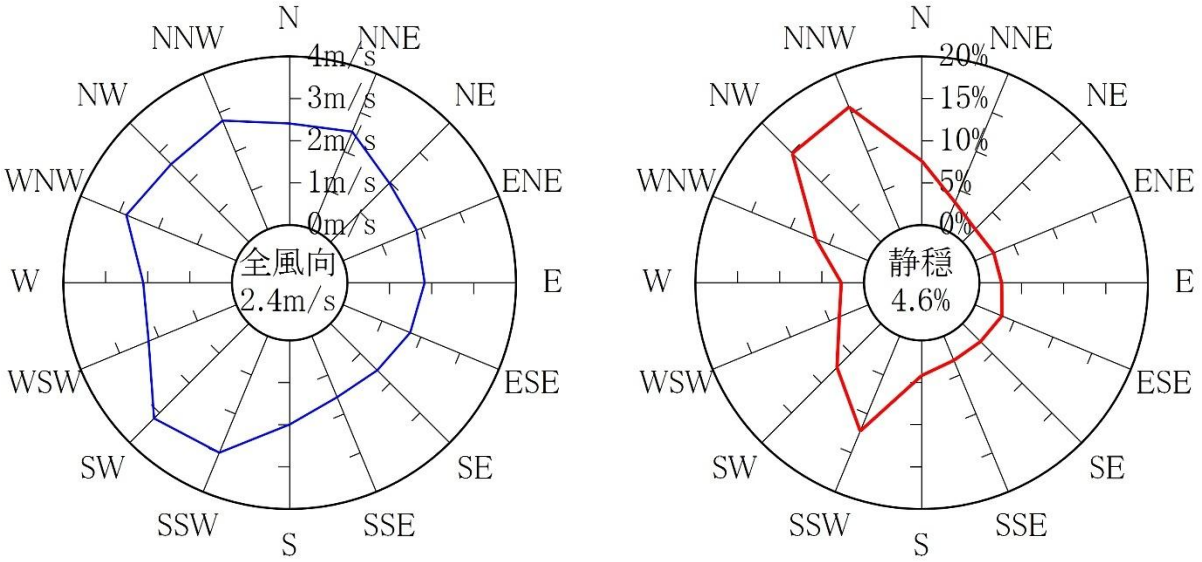

図8 風向別平均風速(左)及び風向別出現頻度(右)

(3) 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の将来予測結果を表37に、寄与濃度の予測分布を図9～図12に示す。予測分布は物質によって濃度は異なるものの分布の形状は同じであることから、ダイオキシン類のみ表示している。

ケース1と2、ケース3と4を比較すると、煙突位置の違いによる寄与濃度への影響はほとんどないことが分かる。煙突高さの違いについては、最大着地濃度地点における寄与濃度は、煙突が59mのケースで約1.4倍濃度が高くなるものの、将来濃度への影響はほとんどないといえる。

表37 予測計算結果(最大着地濃度地点)

二酸化硫黄		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.001	0.000050	0.001050	0.002101
ケース2	煙突59m 北側	0.001	0.000051	0.001051	0.002102
ケース3	煙突78m 南側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072
ケース4	煙突78m 北側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072

二酸化窒素		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の98%値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.01	0.000101	0.010101	0.022979
ケース2	煙突59m 北側	0.01	0.000102	0.010102	0.022981
ケース3	煙突78m 南側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951
ケース4	煙突78m 北側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951

浮遊粒子状物質		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.0000101	0.015010	0.033664
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.0000102	0.015010	0.033665
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033657
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033658

ダイオキシン類		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		$pg\text{-}TEQ/m^3$	$pg\text{-}TEQ/m^3$	$pg\text{-}TEQ/m^3$
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.000050	0.015050
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.000051	0.015051
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.000036	0.015036
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.000036	0.015036

水銀		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		ng/m^3	ng/m^3	ng/m^3
ケース1	煙突59m 南側	0.0	0.030210	0.030210
ケース2	煙突59m 北側	0.0	0.030540	0.030540
ケース3	煙突78m 南側	0.0	0.021561	0.021561
ケース4	煙突78m 北側	0.0	0.021681	0.021681

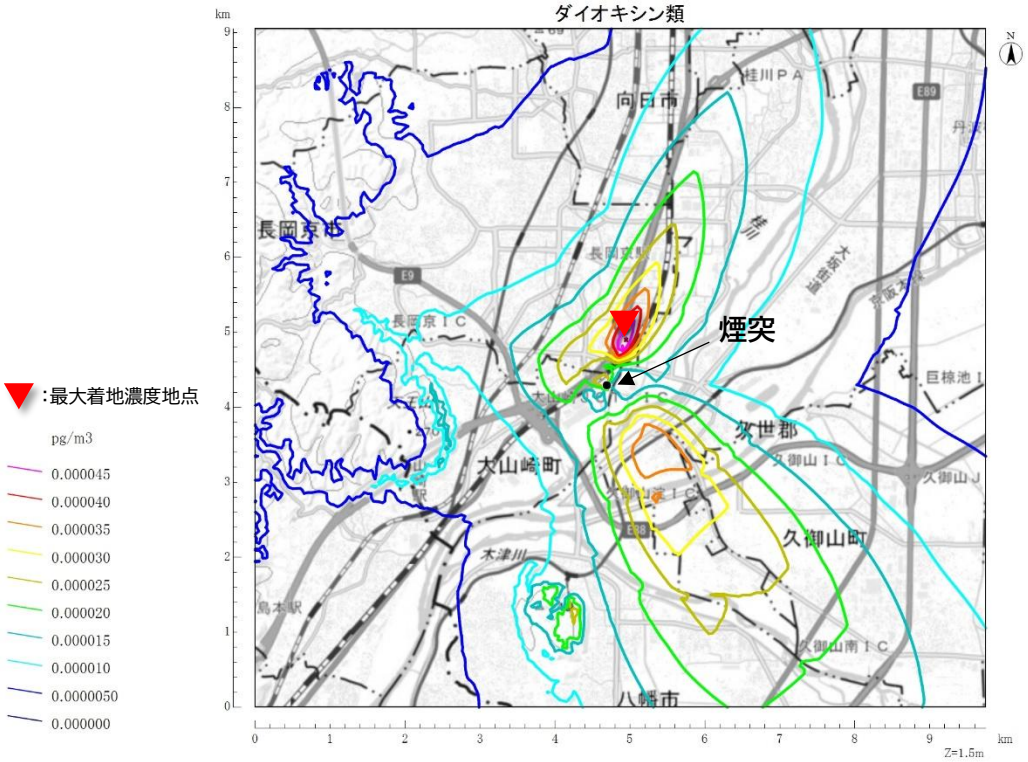

図9 ケース1の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

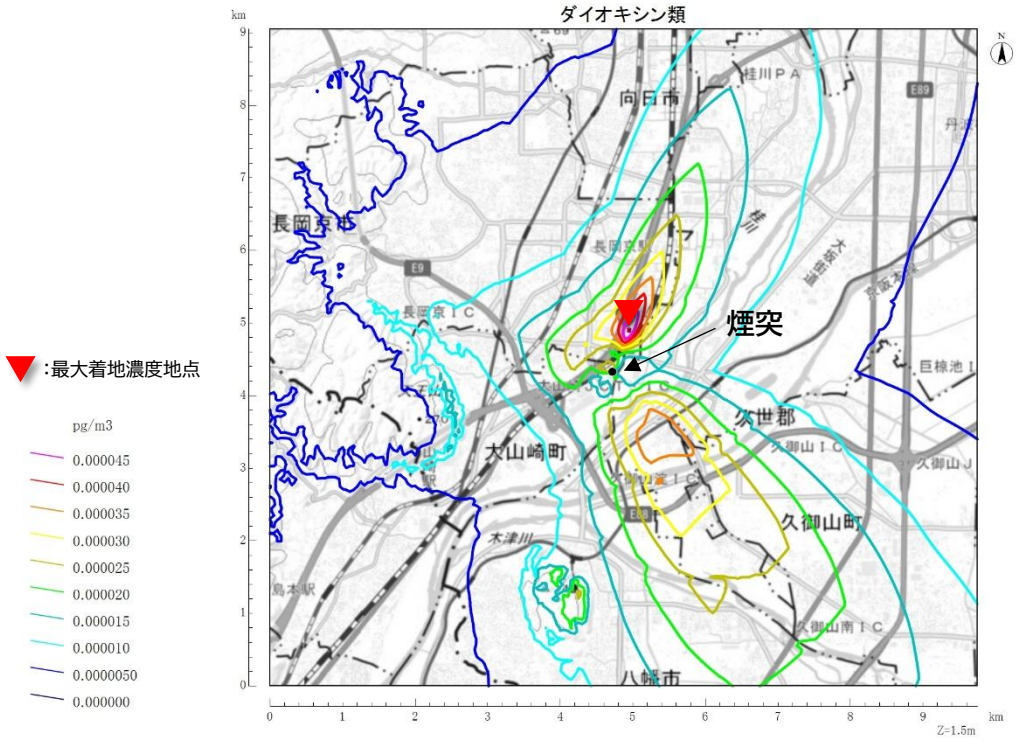

図10 ケース2の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

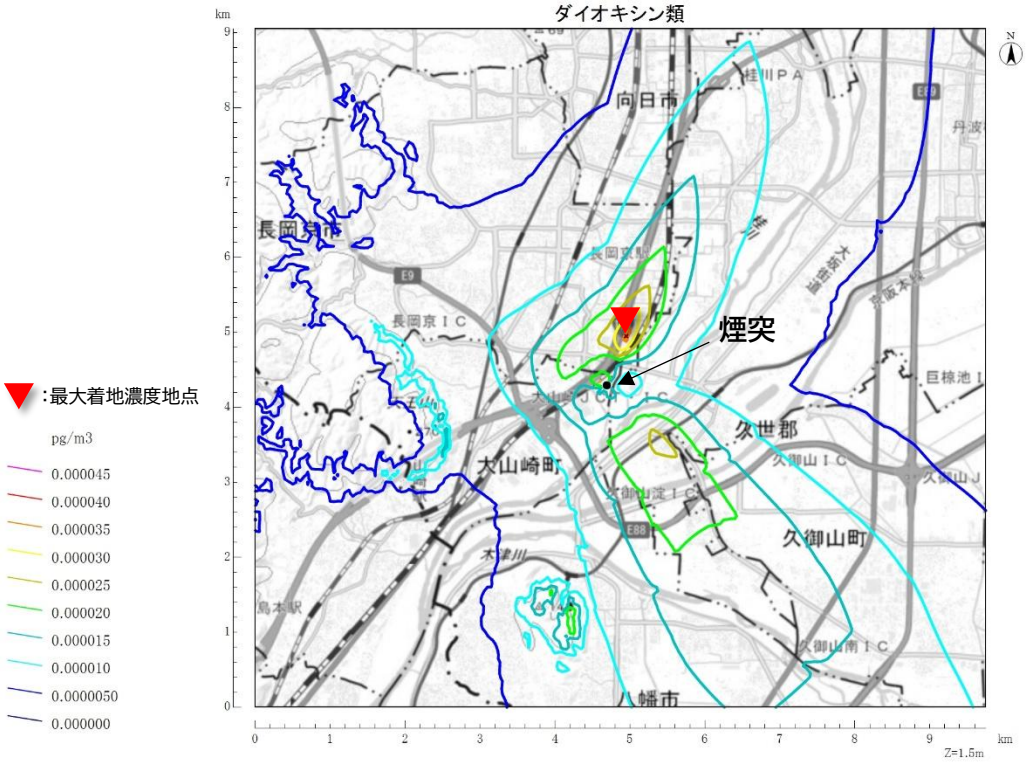

図11 ケース3の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

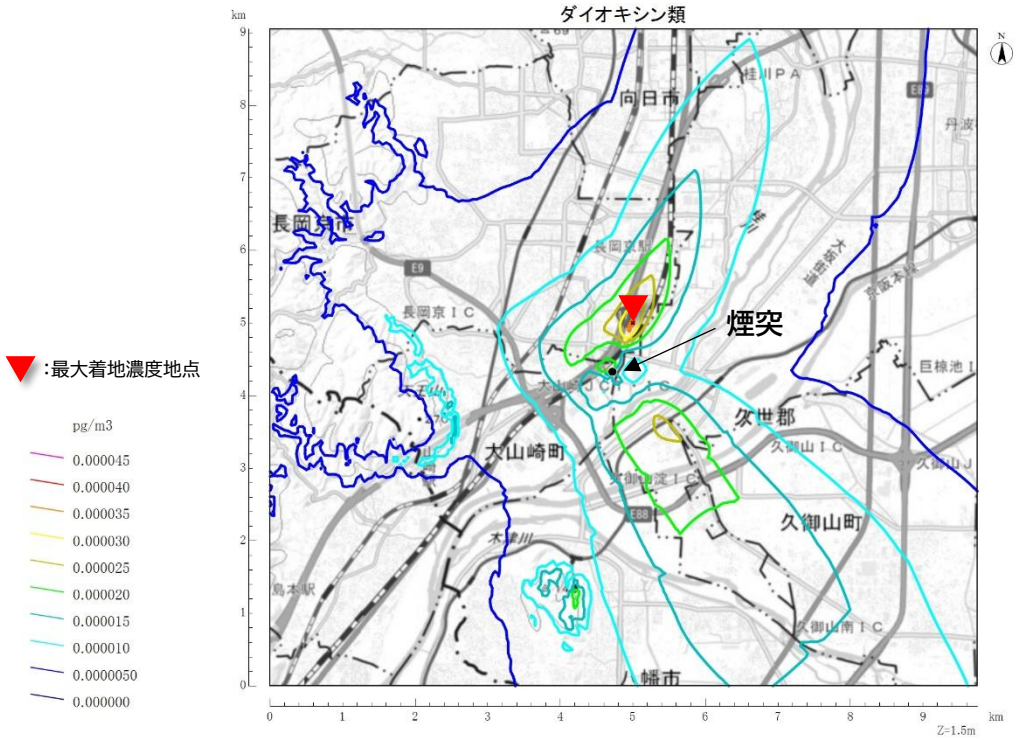

図12 ケース4の寄与濃度予測結果分布(ダイオキシン類)

(4) 評価結果

設定した4ケースにおける最大着地濃度地点における将来濃度は表37に示すとおり、寄与濃度に関しては、煙突が59mのケースのほうが高くなる傾向にある。ただし、いずれのケースも将来濃度への影響はほとんどなく、周辺環境へ与える影響はいずれのケースも同程度である。

ケースごとの将来濃度と環境基準の比較を表38に示す。すべての項目、全てのケースで環境基準値(水銀は指針値)を満たしている。

表38 ケースごとの最大着地濃度地点における将来濃度と環境基準

二酸化硫黄		将来濃度(①+②) ppm	日平均値の2%除外値 ppm	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.001050	0.002101	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.001051	0.002102	
ケース3	煙突78m 南側	0.001036	0.002072	
ケース4	煙突78m 北側	0.001036	0.002072	

二酸化窒素		将来濃度(①+②) ppm	日平均値の98%値 ppm	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.010101	0.022979	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン又はそれ以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.010102	0.022981	
ケース3	煙突78m 南側	0.010072	0.022951	
ケース4	煙突78m 北側	0.010072	0.022951	

浮遊粒子状物質		将来濃度(①+②) mg/m3	日平均値の2%除外値 mg/m3	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.015010	0.033664	1時間値の1日平均値が0.1mg/m^{3}以下であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.015010	0.033665	
ケース3	煙突78m 南側	0.015007	0.033657	
ケース4	煙突78m 北側	0.015007	0.033658	

ダイオキシン類		将来濃度(①+②) pg-TEQ/m3	環境基準
ケース1	煙突59m 南側	0.015050	年平均値0.6pg-TEQ/m^{3}であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.015051	
ケース3	煙突78m 南側	0.015036	
ケース4	煙突78m 北側	0.015036	

水銀		将来濃度(①+②) ng/m3	年平均指針値(※)
ケース1	煙突59m 南側	0.030210	年平均値40ng-TEQ/m^{3}であること。
ケース2	煙突59m 北側	0.030540	
ケース3	煙突78m 南側	0.021561	
ケース4	煙突78m 北側	0.021681	

※水銀の指針値は「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について(第7次答申)」(中央環境審議会 平成15年7月)によるものとする。

なお、本事業の実施にあたり、煙突排ガスの大気質への影響を可能な限り回避・低減するため、今後の事業計画において、排ガス濃度の自主基準値を適切に定め、自主基準値を遵守する運転・管理計画を策定するものとする。

また、今後の方法書以降の手続きにおいては、必要に応じて項目の選定や調査を実施し、施設計画の進捗にあわせてさらに詳細な予測、評価及び環境保全措置の検討をおこない、影響の回避・低減を図るものとする。

4-1-2 景観

(1) 現況調査

ア. 調査地点

文献調査により計画段階関係地域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況を把握した。調査結果は第2章 2-2-1(6)アに示すとおりである。また、本事業実施想定区域が視認可能な図13及び表39に示す地点において眺望の状況を現地踏査により確認した。なお現地踏査は令和6年8月22日に実施した。

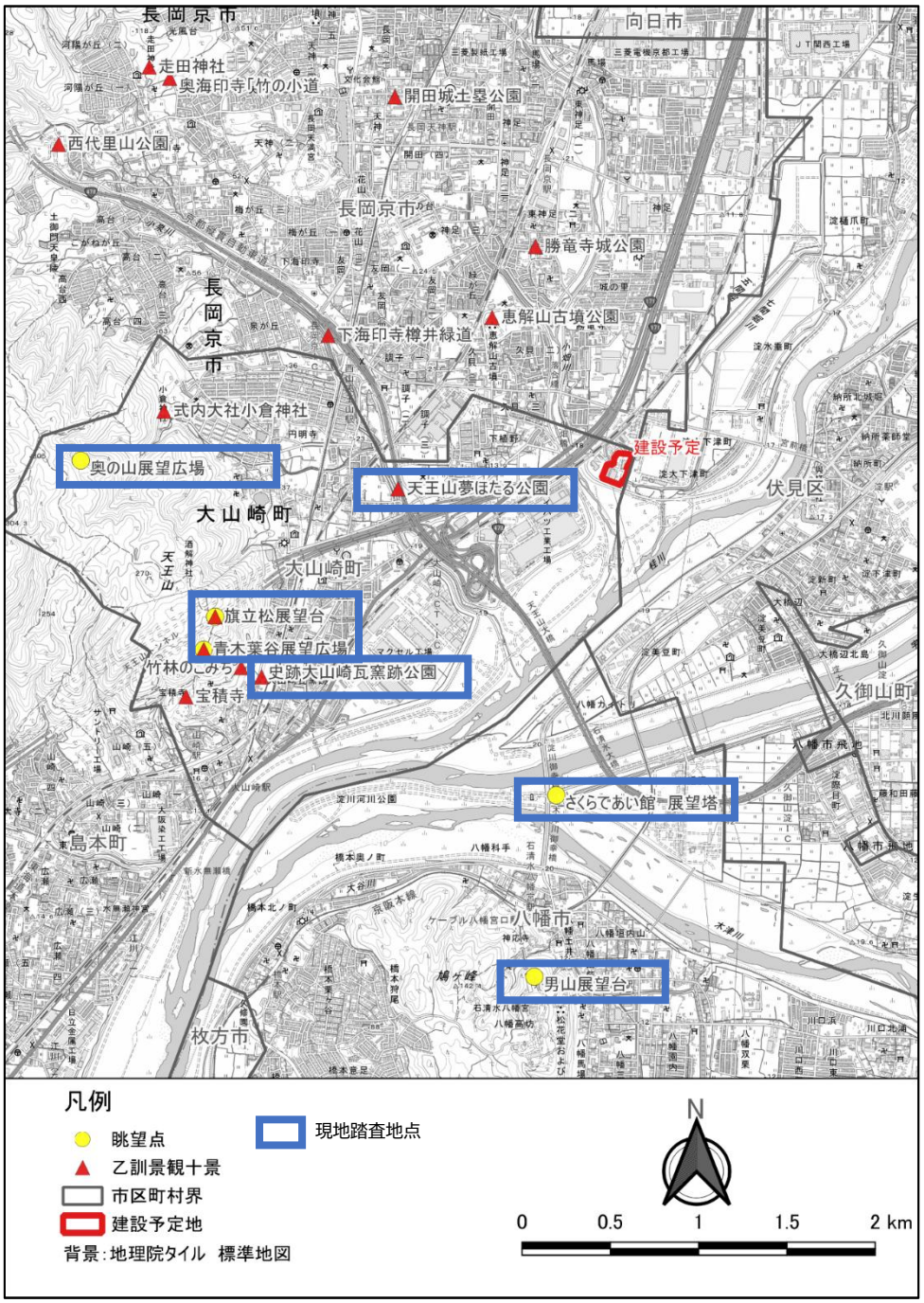

図13 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び現地踏査地点

表39 現地踏査を実施した地点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

イ. 調査結果

景観調査結果を表40に示す。

表40 景観調査結果

No.	名称	眺望の状況
1	旗立松展望台	・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。 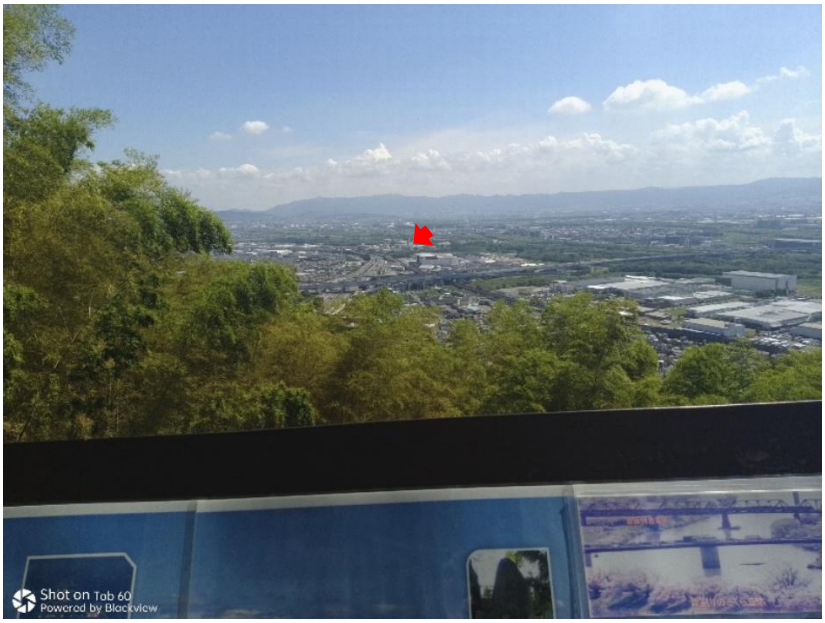
2	青木葉谷展望広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
3	奥の山展望広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。

4	史跡大山崎瓦窯跡公園	・高速道路の向こう側に現ごみ処理施設の煙突上部が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
5	天王山夢ほたる公園	・現ごみ処理施設の煙突が目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。

6	淀川河川公園淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	・展望塔より現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
7	男山展望台	・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。 ・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。 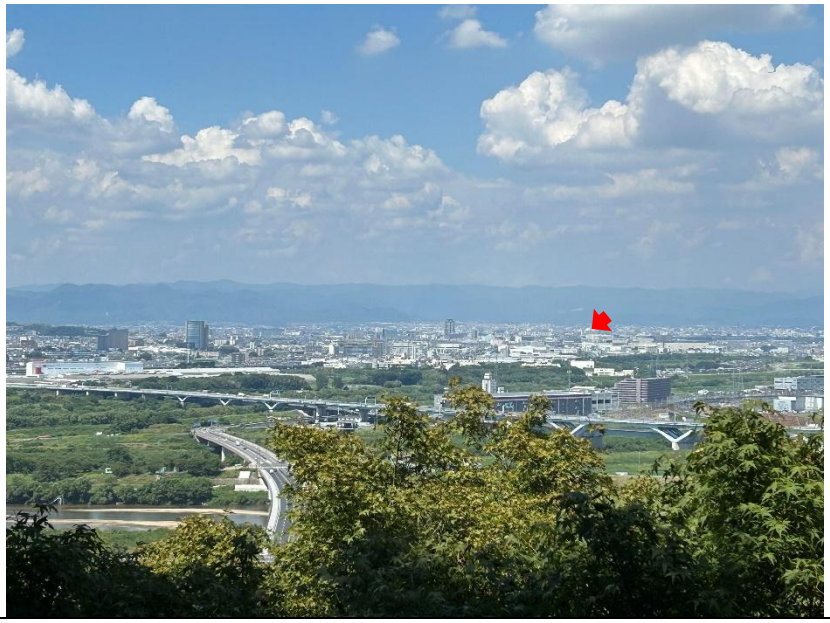

(2) 予測手法

景観状況の予測は、各ケースについて眺望地点との位置関係を整理したうえで、視認可能な眺望点からのフォトモンタージュの作成と、眺望点から煙突の仰角または俯角の算出によって景観の変化の程度を予測する。

(3) 予測結果

各眺望点からの煙突仰角を表41に示す。仰角と見え方の関係は表42に示すとおりであるが、いずれの眺望点からも仰角は3度以下であり、景観に影響を及ぼしたり圧迫感を受けたりするものではない。また、見え方にはケース間での差もほとんどないといえる。

表41 眺望点からの煙突の仰角

No.	名称	予測結果
1	旗立松展望台 【標高67.8m】	【ケース1,2】仰角 −0.2度 【ケース3,4】仰角 0.2度
4	史跡大山崎瓦窯跡公園 【標高31m】	【ケース1,2】仰角 0.7度 【ケース3,4】仰角 1.2度
5	天王山夢ほたる公園 【標高 15m】	【ケース1,2】仰角 2.0度 【ケース3,4】仰角 2.9度
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔 【標高 25m】	【ケース1,2】仰角 1.0度 【ケース3,4】仰角 1.6度
7	男山展望台 【標高 111m】	【ケース1,2】仰角 −1.0度 【ケース3,4】仰角 −0.6度

表42 仰角と見え方の目安

仰角	見え方
0.5度	輪郭がやっとわかる
1度	十分見えるが景観的にほとんど気にならない
1.5度～2度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観に気になりだす。シルエットにならず環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない。光の加減によっては見えないこともある。
3度	比較的細部までよく見えるようになり、気になるが圧迫感は受けない。
5度～6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。
10度～12度	眼いっぱいに大きくなり圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素として際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。

出典：自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）（環境庁企画調整局、平成12年）

(4) 評価結果

設定した複数案に対する景観への影響の程度はいずれのケースも差異がなく、影響の程度は小さいものと評価できる。

4-2 総合評価

総合評価は表43に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、煙突高さは59mより78mのほうが大気質への影響の観点からは優位ではあるものの、景観への影響の観点からは59mのほうが78mよりも優位である。ただし、いずれも差が非常に小さいといえ、いずれも環境への影響は軽微であるといえる。

また、煙突位置による大気質への影響は最大着地濃度地点の位置がわずかに変わるのみで、寄与濃度及び将来予測濃度に影響はなく、景観への影響はないことが示された。

表43 総合評価

項目	ケース1・2 【煙突高さ59m】	ケース3・4 【煙突高さ78m】
煙突排ガスによる大気質への影響	ケース3・4に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きいといえるが、将来濃度への影響はほとんどないことから、環境への影響は小さいといえる。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1・2に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さいといえる。また将来濃度への影響もほとんどないことから、環境への影響は小さいといえる。ただし、煙突が60m以上の場合は航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることに留意する必要がある。 ケース3と4の違いはほとんどない。
景観への影響	ケース3・4に比べ眺望点からの仰角は小さく影響の程度は相対的に小さいといえる。景観の変化は小さく気にならない程度の影響しかないことから、景観への影響は小さいといえる。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1・2に比べ眺望点からの仰角がやや大きくなり、影響の程度は相対的に大きいといえるが、景観への影響は小さく圧迫感を感じたり景観を阻害したりするものではないことから、景観への影響は小さいといえる。 ケース3と4の違いはほとんどない。

第5章 その他規則で定める事項

5-1 第一種事業を実施するために必要な許認可等

表44 第一種事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府乙訓土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	水質汚濁防止法(※1)
特定施設設置許可申請書	京都府乙訓保健所長	瀬戸内海環境保全特別措置法(※1)
特定工場設置届出書 特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	京都府環境を守り育てる条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府乙訓保健所長	土壌汚染対策法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法

※1 日最大排出水が50m^{3}以上ある場合は瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が、50m^{3}未満の場合は水質汚濁防止法の届出となる。

5-2 計画段階配慮書に係る業務の委託先

名称 :株式会社東和テクノロジー 京滋営業所
代表者の氏名 :福永 和弘
主たる事業所の所在地 :京都市西京区嵐山朝月町55番11